

# 建設委員会報告資料

令和元年10月15日

報告事項件名	頁
(1) 足立区景観計画改定の進捗状況について . . . . .	1
(2) ユニバーサルデザイン推進計画に基づく事業の評価結果について . . . . .	3
(3) 足立区シェアサイクル事業の実証実験の実施について . . . . .	6
(4) (仮称) 区営六町駅南暫定自転車駐車場の整備について . . . . .	10
(5) 竹ノ塚駅西口公共駐車場の指定管理者業務評価結果について . . . . .	12
(6) (仮称) 神明二丁目周辺地区まちづくり協議会の設立について . . . . .	17
(7) 足立区関原の森関連施設の指定管理者業務評価結果について . . . . .	19
(8) 足立区立公園条例施行規則の一部改正について . . . . .	24
(9) 公園施設の指定管理者業務評価結果について . . . . .	31
(10) 区営住宅使用料滞納処理対策の進捗状況について . . . . .	46

( 都市建設部 )

# 建設委員会報告資料

令和元年10月15日

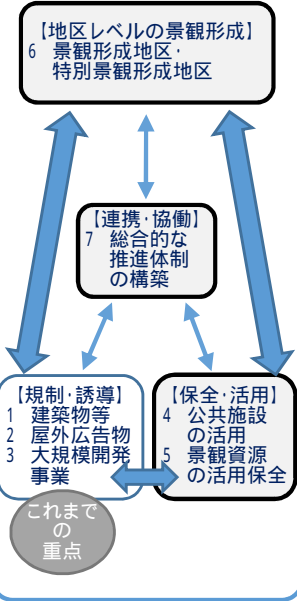
件 名	足立区景観計画改定の進捗状況について														
所管部課名	都市建設部都市計画課														
内 容	<p>足立区景観計画改定作業の進捗状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 改定の目的 今後10年間、区民や事業者と足立区の景観の保全を進めるとともに、区の魅力につながる新たな景観の創出にも積極的に取り組んでいくため。</p> <p>2 現在の進捗状況 (1) これまでの取組みにおける課題を抽出し、今後の施策の方向性を整理した(別紙参照 P2)。 (2) 令和元年9月9日開催の足立区景観審議会(以下「景観審議会」という。)に進捗状況を報告した。</p> <p>3 景観審議会における主な質疑 Q1: 防災の視点も盛り込んだ景観計画とすることが望ましい。 A1: 景観は多くの分野に関わる。防災と景観についても検討する。 Q2: 上位計画も改定された。景観計画も整合させるべき。 A2: 上位計画との整合や、他の計画との連携も考慮し、部会での検討を進めていく。</p> <p>4 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年10月30日</td> <td>令和元年度第3回景観計画推進部会</td> </tr> <tr> <td>令和2年1月頃</td> <td>令和元年度第4回景観計画推進部会</td> </tr> <tr> <td>2月頃</td> <td>景観審議会</td> </tr> <tr> <td>3月頃</td> <td>パブリックコメント</td> </tr> <tr> <td>9月頃</td> <td>景観審議会</td> </tr> <tr> <td>10月頃</td> <td>足立区景観計画改定</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和元年10月30日	令和元年度第3回景観計画推進部会	令和2年1月頃	令和元年度第4回景観計画推進部会	2月頃	景観審議会	3月頃	パブリックコメント	9月頃	景観審議会	10月頃	足立区景観計画改定
年 月	内 容														
令和元年10月30日	令和元年度第3回景観計画推進部会														
令和2年1月頃	令和元年度第4回景観計画推進部会														
2月頃	景観審議会														
3月頃	パブリックコメント														
9月頃	景観審議会														
10月頃	足立区景観計画改定														
問 題 点 今後の方針	<p>1 景観審議会や景観計画推進部会における意見を整理するとともに、関係所管と連携しながら改定作業を進める。</p> <p>2 改定作業の進捗状況について、適宜、建設委員会に報告する。</p>														

# 足立区景観計画 課題と施策の方向性シート

## 景観計画改定の目的

- ・景観計画を策定し10年、届出、事前協議を通じて周辺と調和し、景観が損なわれないよう誘導してきた
- ・これからの10年はさらにステップアップし、区民や事業者と足立区の景観の保全を進めるとともに、区の魅力につながる新たな景観の創出にも積極的に取り組んでいく

## 現景観計画の体系



## 景観が良くなるとどんなメリットがあるか、区民が実感することが重要

景観が良くなるとまちが美しいと感じる犯罪抑止力が高まり、安全・安心なまちになる人がまちに集まるまちが活性化するまちへの愛着がわく

景観をともに創る

これからの重点

周辺と調和する景観誘導の体制づくり

景観資源や特定地区の保全創出のしくみづくり

これからの重点

### 課題(現象)

- ・職員が、足立区の景観の良さに十分気付ききれていない
- ・庁内の各所管が景観を意識して業務を行っていない
- ・区民が身近にある景観の良さや必要性に気付いていない
- ・区民や事業者が、景観が良くなることに伴うメリットを感じていない
- ・行政機関(国や都の施設管理所管)による、景観形成を意識した施設整備が不十分
- ・他の景観行政団体(景観所管)の良好な取り組み(講演会・表彰制度等)の把握が不十分でない

### 課題(原因)

- ・職員が足立区の景観を意識していない
- ・庁内が連携して景観を創るための体制が十分ではない
- ・好ましい景観の事例や、景観が良くなることに伴うメリットについて、区民や事業者に周知・広報等を行っていない
- ・行政機関への働きかけができていない
- ・他の景観行政団体と情報を共有する体制が不足している

### 方向性

様々な人が身近な景観の価値に気付き、ともに創る

### 施策

#### 【柱1】景観の価値や魅力に気付き行動するひとをつくる

- 1 景観の魅力や普及啓発するひとをつくる**
  - (1) 庁内を対象として、景観に関する意識向上の為の研修を実施する
  - (2) 職員が景観に関する情報を積極的に収集し、共有する
  - (3) 区民・事業者等に、景観が良くなることに伴うメリット等を周知・広報する
- 2 区民・事業者と景観をともに創る**
  - (1) 身近な景観に意識を向けるきっかけをつくる(SNS・あだまち散歩等)
  - (2) 自らが景観づくりの主体である意識を高める(講演会・シンポジウム等)
  - (3) 行動を後押しする支援の体制をつくる(地域活動への支援・表彰制度等)
- 3 関係機関との連携体制を強化する**
  - (1) 国や都の施設や行政境の景観形成推進のため、関係行政機関と連携する
  - (2) 足立区の景観づくりに活かすための事例を収集するため、景観行政団体と連携する
  - (3) 景観施策への意見・助言及び評価を求めため、景観審議会等の専門家と連携する

#### 【柱2】建築計画等で協力が得られる規制誘導の体制をつくる

- 1 規制誘導の体制を強化する**
  - (1) 区内外の事例を収集し、届出や事前協議における規制誘導に活用する(過去事例のデータベース化、事例集作成等)
  - (2) 誰もが同様に景観誘導できる届出や事前協議のしくみをつくる(手続きマニュアル作成、職場研修等)
  - (3) 関係所管の手続きや事前協議と連携し、規制誘導を強化する(道路管理課・みどり推進課・開発指導課等)
- 2 建築物等の規制誘導を強化する**
  - (1) 景観法に基づく届出を通じて規制誘導する  
区全域 特別景観形成地区
  - (2) 足立区景観条例に基づく事前協議を通じて規制誘導する  
大規模建築物の建築等 大規模開発事業
  - (3) 届出対象外の建築物の景観誘導  
小規模な建築物を、定められた色基準に適合するよう景観誘導する
- 3 屋外広告物の規制誘導を強化する**
  - (1) 届出・事前協議等を通じて景観誘導する  
区全域 日暮里・舎人ライナー沿線地区
  - (2) 広告手法の技術革新に対応した景観誘導を行う

#### 【柱3】景観資源の重要性を周知し保全創出のしくみをつくる

- 1 景観資源を保全・創出するしくみをつくる**
  - (1) 景観資源の価値や魅力に関する情報を、積極的に周知・広報する
  - (2) 重要な景観資源を区独自に「足立・まちの風景資産」として指定し、景観資源の重要性についての認識を区民・事業者と共有する
  - (3) 景観資源を活かした、周辺の景観形成を推進する
  - (4) 景観法に基づく景観重要建築物、景観重要樹木を指定し維持保全する
- 2 景観重要公共施設を活かした周辺の景観を誘導する**
  - (1) 既存の景観重要公共施設に関する情報を、積極的に周知・広報する
  - (2) 「景観重要公共施設の整備に関する事項」等に基づき管理・整備を行うことで景観への認識を高める
  - (3) 区の景観の軸や拠点を構成する公共施設や、地域の特性や風土を象徴する公共施設などを、新たに景観重要公共施設に指定する
- 3 特定地区の景観を誘導し、まち並みを保全する**
  - (1) 景観形成地区における区民の景観形成への取り組みを活性化させる
  - (2) 特別景観形成地区における地区独自の景観形成基準に基づき、まち並み保全を重点的に誘導する

- ・届出における景観誘導が、基準内の一定レベルの確認作業(マンセル値が基準内に納まっているか、建物の圧迫感を軽減するよう配慮しているか等)にとどまっている
- ・事前協議の際、景観ガイドラインの意図が個別建設に反映されない場合がある
- ・屋外広告物の景観誘導(敷地内に看板1箇所程度、デザインは多色使いしない等)について、広告物を目立たせたい事業者の理解や協力が得られにくい

- ・過去の景観誘導の事例データが、継承できていない
- ・窓口等において、好ましい景観をアドバイスするしくみ(事例集、マニュアル等)が不足している
- ・景観ガイドラインの内容が抽象的で、具体的な例示が少ない
- ・事業者に対して提示できる、効果的な広告手法の事例が不足している
- ・新たな広告手法に対応しきれていない(LED照明・プロジェクションマッピング等)

伝わりやすい事例による効果的な景観誘導を行う

- ・良い景色を失ったときに初めて景観資源の価値に気付く
- ・景観重要公共施設(見沼代親水公園、垢川等)の整備に関する事項を意識した整備や管理を行っていない
- ・景観形成地区(伊興寺町・千住旧日光街道周辺)において、まちづくり協議会の休止など、地域の景観まちづくり活動が衰退している
- ・特別景観形成地区の景観形成基準が事業者には浸透していないため、まち並み保全に至っていない  
(特色: 大師地区 = 緑を意識したまち並み、垢川地区 = 緑の豊かさ、日舎ライナー地区 = 車窓からの眺望)

- ・景観資源の価値や魅力を再認識するしくみやきっかけ作りが不十分である
- ・庁内外に景観資源の保全を意識させるしくみが確立していない
- ・景観重要公共施設を周知できていない
- ・休会中の地元協議会や、協議会の無い地区で、景観まちづくりを行うしくみができていない
- ・まち並み保全の具体的な配慮方法や事例を紹介するしくみが不足している(過去の実績: あだまち散歩1~3号、西新井大師景観リーフレット)

意識を促す区民や事業者が景観資源に対する地域の魅力を高める

PDCAサイクルによる進捗管理

目標と活動指標を設定する景観審議会部会で評価を受ける

# 建設委員会報告資料

令和元年10月15日

件名	ユニバーサルデザイン推進計画に基づく事業の評価結果について																																										
所管部課名	都市建設部都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課 総務部総務課 障がい福祉推進室障がい福祉課																																										
内 容	<p>足立区ユニバーサルデザイン推進計画に基づき区が実施している個別施策について、評価を行ったので報告する。（別添資料）</p> <p>1 評価方法 平成30年度に実施したユニバーサルデザインに係る個別施策37事業の取組み状況について、第21回ユニバーサルデザイン推進会議において、評価方法の検討を行い、外部委員評価部会において19事業、内部委員評価部会において18事業の個別施策をそれぞれ評価することになった。 外部評価部会において評価を行うための選考基準は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連続して、評価が3点以下、内部委員評価を行った施策</li> <li>・ 特に外部評価部会が評価を希望する施策</li> </ul> <p>各評価部会で個別施策の評価を実施した後、第22回ユニバーサルデザイン推進会議において、全体の評価を確定し、平成30年度実施事業の全体評価及び評価報告書を承認した。</p> <p>2 評価者</p> <p>(1) 外部評価委員 学識経験者、区内関係団体代表者、公募区民委員 等 計12名</p> <p>(2) 内部評価委員 委員のうち、区の部長級職員である委員 計3名</p> <p>3 評価結果</p> <p>(1) 各施策の評価結果（別紙参照 P5）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>評 価</th> <th>5 点</th> <th>4 点</th> <th>3 点</th> <th>2 点</th> <th>1 点</th> <th>平均点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>平成30年度</b></td> <td><b>3 件</b></td> <td><b>25 件</b></td> <td><b>9 件</b></td> <td><b>0 件</b></td> <td><b>0 件</b></td> <td><b>3.84</b></td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>6 件</td> <td>25 件</td> <td>5 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>3.97</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>5 件</td> <td>26 件</td> <td>7 件</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>3.95</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>4 件</td> <td>21 件</td> <td>12 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1 件</td> <td>25 件</td> <td>9 件</td> <td>0 件</td> <td>3 件</td> <td>3.55</td> </tr> </tbody> </table>	評 価	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点	平均点	<b>平成30年度</b>	<b>3 件</b>	<b>25 件</b>	<b>9 件</b>	<b>0 件</b>	<b>0 件</b>	<b>3.84</b>	平成29年度	6 件	25 件	5 件	1 件	0 件	3.97	平成28年度	5 件	26 件	7 件	0 件	0 件	3.95	平成27年度	4 件	21 件	12 件	1 件	0 件	3.74	平成26年度	1 件	25 件	9 件	0 件	3 件	3.55
評 価	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点	平均点																																					
<b>平成30年度</b>	<b>3 件</b>	<b>25 件</b>	<b>9 件</b>	<b>0 件</b>	<b>0 件</b>	<b>3.84</b>																																					
平成29年度	6 件	25 件	5 件	1 件	0 件	3.97																																					
平成28年度	5 件	26 件	7 件	0 件	0 件	3.95																																					
平成27年度	4 件	21 件	12 件	1 件	0 件	3.74																																					
平成26年度	1 件	25 件	9 件	0 件	3 件	3.55																																					

評価の考え方

- 5点・・・優れた取組みが多く、十分な成果が出ている。
- 4点・・・優れた取組みがいくつかあり、成果が出ている。
- 3点・・・取組みにより成果が概ね出ているが、努力が必要。
- 2点・・・いくつかの取組みに課題があり、改善が必要である。
- 1点・・・取組みに課題があり、成果が出ていない。  
実施していない。

(2) 前年度より評価の上だった施策例

	施 策 名	理 由
1-	ユニバーサルデザインに配慮した鉄道駅舎の整備を支援する	実施困難な状況は分かるが、積極的に取り組んでほしいとの期待を込めているため。
1-	ユニバーサルデザインに配慮した施設の案内サインを整備する	課題の改善も含めて、計画通り着実に整備を完了したため。
3-	日本語ボランティア教室を支援する	昨年度と比べ、事業や活動内容が明確化され、価値ある事業として再評価できたため。

(3) 前年度より評価の下だった施策例

	施 策 名	理 由
3-	ユニバーサルデザインに関する講演会を実施する	講演会のねらいや対象者を熟慮し、多くの人が興味を持ち、参加できるよう、実施時期や広報など更なる検討が必要なため。
4-	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	カラーユニバーサルデザインは、ほぼ定着したが、今後は「やさしい日本語」による内容の工夫や改善について期待するため。
4-	JIS規格に準拠した閲覧環境に左右されないホームページを運用する	使用頻度の少ない言語の自動翻訳に対応するため、和文表記方法について検討が必要なため。

4 評価後の対応

各委員からの個別施策に対する評価及び意見を担当所管へフィードバックし、今後の事業へ反映できるよう促していく。

問 題 点  
今後の方針

- 1 評価結果を庁内に周知し、施策に反映していく。
- 2 今後も、ユニバーサルデザイン推進計画に基づく関連施策を着実に推進していく。

## 区が実施する個別施策 評点一覧表

施策番号	施策名	H26実施		H27実施		H28実施		H29実施		H30実施	
くらし 1-	ユニバーサルデザインに配慮した歩道を整備する	4		4	内部	4	内部	4	内部	4	外部
くらし 1-	ユニバーサルデザインに配慮した公園を整備する	3	↗	4	外部	4	外部	4	外部	4	外部
くらし 1-	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備する	4		4	外部	4	外部	4	外部	4	外部
くらし 1-	ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備を促進する	3		3	外部	3	外部	3	外部	↗	4
くらし 1-	ユニバーサルデザインに配慮した駐車場や駐輪場を整備する	4		4	内部	↘	3	内部	↗	4	外部
くらし 1-	高齢者・障がい者向け住宅改良事業への支援を行う	4	↘	3	内部	↗	4	外部		4	内部
くらし 1-	ユニバーサルデザインに配慮した公営住宅を整備する	1	↗	3	外部	↗	5	外部		5	内部
くらし 1-	放置自転車等をなくす対策を強化する	4		4	外部		4	内部	↗	5	内部
くらし 1-	ユニバーサルデザインに配慮した鉄道駅舎の整備を支援する	3		3	外部	↗	4	外部	↘	3	内部
くらし 1-	障がい者への様々な移動手段を確保する	4		4	内部		4	内部		4	内部
くらし 1-	ユニバーサルデザインに配慮した施設の案内サインを整備する	4	↘	3	内部	↗	5	外部	↘	4	外部
くらし 1-	ユニバーサルデザインに配慮した歩行者系案内サインを整備する	4		4	内部		4	内部		4	外部
くらし 1-	音声情報や触知情報による誘導装置を設置する	4		4	内部	↗	5	外部		5	内部
くらし 1-	バリアフリー基本構想を策定し推進する	3	↗	4	外部		4	内部		4	内部
もの 2-	区内事業者が行うユニバーサルデザイン関連製品づくりを促進する	1	↗	4	外部		4	内部		4	外部
もの 2-	区内事業者のユニバーサルデザイン関連製品の普及を支援する	1	↗	3	外部	↗	4	外部		4	内部
ひと 3-	ユニバーサルデザインに関する講演会を実施する	4		4	内部		4	内部		4	内部
ひと 3-	ユニバーサルデザイン出張講座を実施する	3	↘	2	外部	↗	3	外部	↗	4	外部
ひと 3-	ユニバーサルデザインに配慮した学習環境等を整備する	3		3	外部		3	外部	↗	4	外部
ひと 3-	職員のユニバーサルデザインに関する意識向上を図る	4		4	外部		4	内部		4	内部
ひと 3-	日本語ボランティア教室を支援する	4	↘	3	内部		3	外部	↘	2	外部
ひと 3-	児童や生徒の国際理解教育等の学習を支援する	4		4	内部		4	内部	↘	3	外部
ひと 3-	国際交流イベント「あだち国際まつり」を開催する	4		4	内部		4	内部		4	内部
ひと 3-	ユニバーサルデザイン啓発用パンフレットを作成し配布する	3		3	外部		3	外部		3	外部
ひと 3-	カラ ユニバーサルデザインを推進できる職員を育成する	4	↗	5	内部	↘	4	内部	↗	5	外部
情報 4-	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	4	↗	5	内部		5	外部		5	内部
情報 4-	聴覚障がい者に対してコミュニケーション手段を支援する	4		4	内部		4	内部		4	外部
情報 4-	だれでも読みやすい「あだち広報」を作成し発信する	5		5	内部		5	内部		5	内部
情報 4-	JIS規格に準拠した閲覧環境に左右されないホームページを運用する	4		4	外部		4	内部		4	内部
情報 4-	多言語に対応したホームページや通知等を作成する	4		4	内部		4	内部		4	外部
情報 4-	防災ナビを利用し災害時における情報を発信する	4	↘	3	内部	↗	4	外部		4	外部
情報 4-	外国語での窓口相談・電話相談を実施する	4		4	内部		4	内部		4	内部
情報 4-	足立区ホームページのユニバーサルデザインコーナーを充実させる	4		4	内部	↘	3	内部		3	外部
しくみ 5-	審議会委員等の公募制を推進する	4		4	内部		4	内部		4	外部
しくみ 5-	パブリックコメントを実施する	3		3	外部	↗	4	外部		4	内部
しくみ 5-	ユニバーサルデザイン推進会議を運営する	4	↗	5	内部	↘	4	内部		4	内部
しくみ 5-	道路や公共施設等の安全性や利便性を区民とともに検証する	3		3	外部	↗	4	外部		4	内部
平均点 (外部委員評価)		3.55	↗	3.38	↗	3.94	↘	3.72	↗	3.84	
平均点 (内部委員評価)				4.00	↘	3.95	↗	4.21	↘	3.83	
平均点 (全体)		3.55	↗	3.74	↗	3.95	↗	3.97	↘	3.84	
内部 ... 委員のうち、区職員委員で評価する施策											
外部 ... 委員のうち、学識経験者、区内関係団体代表者、事業者代表、公募による区民委員で評価する施策											

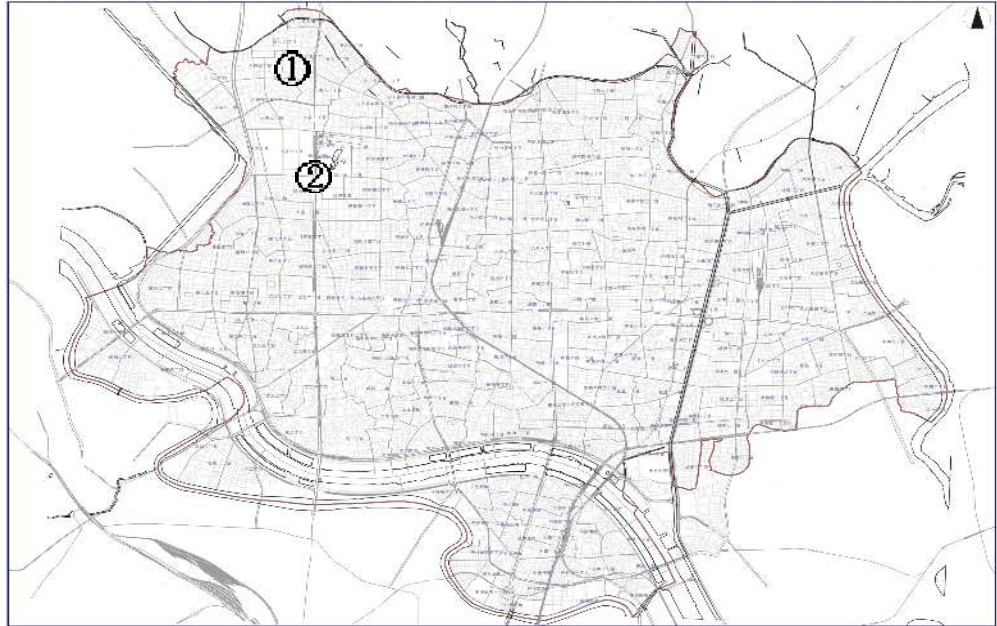
# 建設委員会報告資料

令和元年10月15日

件名	足立区シェアサイクル事業の実証実験の実施について																								
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課																								
内 容	<p>足立区シェアサイクル事業の実証実験の実施について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 シェアサイクル事業の実証実験について</p> <p>(1) 目的 民間事業者と連携してシェアサイクル事業を実施することで、交通空白地域や交通不便感の高い地域の利便性が高められるかを検証する。</p> <p>(2) 実証実験の期間 協定締結の日から約2年間(令和4年3月まで) 他自治体の検証結果によると実証実験開始から、利用者に周知され、一定のデータが得られるまで約2年かかるため。</p> <p>(3) 実証実験の方法 区営自転車駐車場(11か所)や区立公園等の一部をサイクルポート用地として無償提供し、シェアサイクル事業者のサイクルポートとネットワークを形成し、シェアサイクル事業を展開する。</p> <p style="text-align: center;">区営自転車駐車場サイクルポート予定一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">駐 輪 場 名</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見沼代親水公園駅自転車駐車場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舎人公園駅下自転車駐車場</td> <td>あだちやり駐輪場</td> </tr> <tr> <td>谷在家駅東自転車駐車場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>足立小台駅自転車駐車場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>竹の塚東自転車駐車場 AB 棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>竹の塚西自転車駐車場</td> <td>あだちやり駐輪場</td> </tr> <tr> <td>大師前自転車駐車場</td> <td>あだちやり駐輪場</td> </tr> <tr> <td>西新井東西自転車駐車場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西新井自転車駐車場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五反野北自転車駐車場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>綾瀬西自転車駐車場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	駐 輪 場 名	備 考	見沼代親水公園駅自転車駐車場		舎人公園駅下自転車駐車場	あだちやり駐輪場	谷在家駅東自転車駐車場		足立小台駅自転車駐車場		竹の塚東自転車駐車場 AB 棟		竹の塚西自転車駐車場	あだちやり駐輪場	大師前自転車駐車場	あだちやり駐輪場	西新井東西自転車駐車場		西新井自転車駐車場		五反野北自転車駐車場		綾瀬西自転車駐車場	
駐 輪 場 名	備 考																								
見沼代親水公園駅自転車駐車場																									
舎人公園駅下自転車駐車場	あだちやり駐輪場																								
谷在家駅東自転車駐車場																									
足立小台駅自転車駐車場																									
竹の塚東自転車駐車場 AB 棟																									
竹の塚西自転車駐車場	あだちやり駐輪場																								
大師前自転車駐車場	あだちやり駐輪場																								
西新井東西自転車駐車場																									
西新井自転車駐車場																									
五反野北自転車駐車場																									
綾瀬西自転車駐車場																									



区営自転車駐車場サイクルポート予定箇所図



(4) 検証項目

ア 東西交通手段の補完や交通空白地域の利便性

- ・ つくばエクスプレスや日暮里・舎人ライナー等鉄道を結ぶ走行データ
- ・ 路線バスが走行していない箇所の走行データ

イ 区内滞在場所の把握

- ・ 利用者が多く通過する箇所や長時間停車する箇所のデータ

(5) 事業者の選定方法

ア 募集方法 公募

イ 選定方法 選定委員会により選定条件の適合性を判断する。

ウ 選定条件

使用する自転車	電動型自転車又は必要に応じて一般の自転車も事業展開できること
サイクルポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラック数以上の自転車が返却できないシステムとすること</li> <li>・ サイクルポート以外に返却できないこと</li> </ul>
利用料金	比較的安価であること
民間サイクルポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業開始後 3 か月以内に区有地以外の区内でサイクルポート 10 か所以上が利用可能であること</li> <li>・ 他自治体でシェアサイクル事業展開しており、足立区との相互乗り入れが可能であること</li> </ul>
分析データ	<p>以下の分析データを 3 か月毎に区に提供できること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日時別等の自転車走行データ（平日、休日別）</li> <li>・ 長時間停車場所等の自転車の走行データ</li> <li>・ サイクルポートの貸出状況のデータ</li> </ul>



2 あだちやりの一時休止について

(1) あだちやり駐輪場を実証実験として利用するため。

(2) あだちやりを本事業のシェアサイクルに代替し、その利用状況データを把握するため。

あだちやりの利用状況については別紙参照 P 9

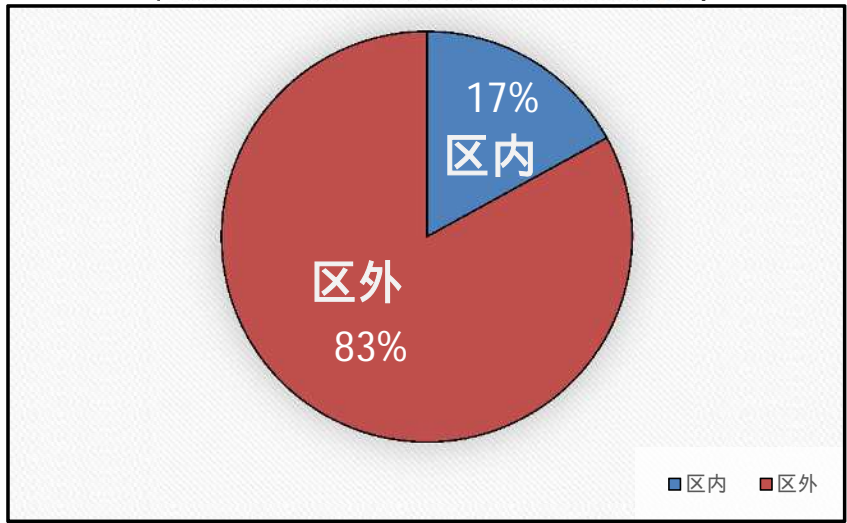
3 今後の予定

年 月	内 容
令和元年 11 月	区ホームページによる公募
12 月	選定委員会、協定締結、周知
令和 2 年 1 月	サイクルポートの確定、整備等
2 月	運用開始

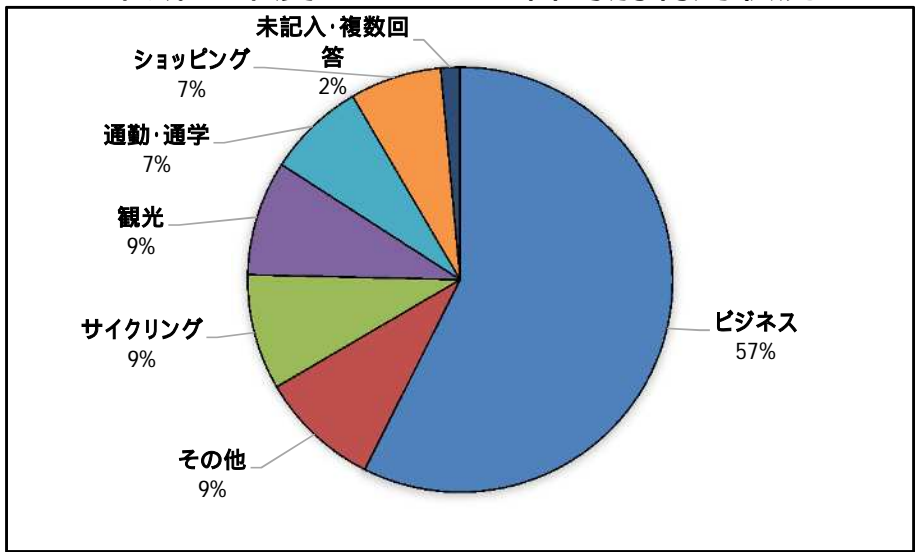
問 題 点  
今後の方針

事業者と協定締結後、シェアサイクルの利用率を上げるため周知活動を進めていく。

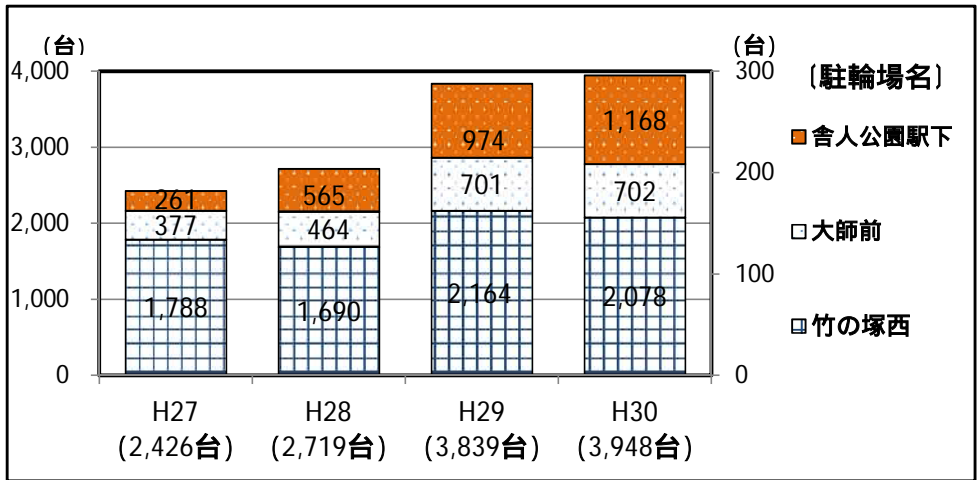
平成30年度 区内外 利用者割合



平成30年度 あだちやり 目的別利用状況



年度別 あだちやり 利用状況



# 建設委員会報告資料

令和元年10月15日

件名	区営六町駅南暫定自転車駐車場の整備について
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課
内容	<p>六町駅付近にある東京スマイル農業協同組合（JA）の用地を自転車駐車場として借用することについて以下のとおり報告する。</p> <p>1 経緯</p> <p>（1）JAが土地区画整理事業により本年6月に引き渡された土地について、現時点では活用予定がないため、区に対して暫定的に自転車駐車場として活用しないかと打診があった。</p> <p>（2）区営六町駅自転車駐車場は、定期利用（1,200台）及び一時利用（300台）の大型施設であるが、約250台のキャンセル待ちが発生し、駅周辺の店舗前では放置自転車が散見されている。</p> <p>（3）六町駅利用者は、毎年増加しており、今後も自転車駐車場の利用の増加が見込まれるため、新たな自転車駐車場の確保が必要である。</p> <p>2 借用する土地</p> <p>（1）場所 六町四丁目123街区（別紙参照 P11） （土地区画整理事業施行中）</p> <p>（2）面積 653.61㎡</p> <p>（3）期間 令和2年1月から（3年更新）</p> <p>（4）借地料 固定資産税相当額 （年間 約160万円） 参考：周辺土地価格から算定した借地料 約690万円</p> <p>3 整備概要</p> <p>（1）構造物 舗装、フェンス、照明、精算機、防犯カメラ</p> <p>（2）収容台数 約240台</p> <p>（3）工事期間 令和2年6月～9月（予定）</p> <p>4 開設 令和2年10月頃（予定）</p>
問題点 今後の方針	<p>JAの用地活用については暫定的な要素もあることから、将来の駅前開発計画やJAの土地活用計画にも注視しつつ、自転車駐車場の移設についても引き続き検討していく。</p>

# 案内図



# 建設委員会報告資料

令和元年10月15日

件名	竹ノ塚駅西口公共駐車場の指定管理者業務評価結果について																	
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課																	
内容	<p>竹ノ塚駅西口公共駐車場(エミエルタワー内)の平成30年度業務について、足立区竹ノ塚駅西口公共駐車場指定管理者選定等審査会(以下「審査会」という。)による評価を行ったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 主な業務内容                  (1) 駐輪場、駐車場の利用等管理業務                  (2) 駐輪場、駐車場の維持管理業務                  (3) 自主事業の実施等</p> <p>2 指定管理者                  タイムズ24株式会社(代表取締役社長 西川 光一)                  株式会社ソーリン(代表取締役 野村 一也)</p> <p>3 指定管理期間                  平成30年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>4 平成30年度納付金                  18,000,000円</p> <p>5 評価対象期間                  平成30年4月1日～平成31年3月31日(1年目)</p> <p>6 評価委員会開催日                  令和元年8月5日</p> <p>7 評価委員会委員構成(計5名)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 40%;">氏名</th> <th style="width: 40%;">役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">学識経験者 (有識者含む)</td> <td style="text-align: center;">高田 和幸 【委員長】</td> <td style="text-align: center;">東京電機大学理工学部教授</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">板谷 和也</td> <td style="text-align: center;">流通経済大学経済学部教授</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五十嵐 恵美</td> <td style="text-align: center;">株式会社 五十嵐恵美不動産鑑定事務所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区内のまちづくりに関する団体の構成員</td> <td style="text-align: center;">齋藤 きよみ</td> <td style="text-align: center;">まちづくり推進委員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区職員</td> <td style="text-align: center;">土田 浩己</td> <td style="text-align: center;">道路整備室長</td> </tr> </tbody> </table>		種別	氏名	役職等	学識経験者 (有識者含む)	高田 和幸 【委員長】	東京電機大学理工学部教授	板谷 和也	流通経済大学経済学部教授	五十嵐 恵美	株式会社 五十嵐恵美不動産鑑定事務所	区内のまちづくりに関する団体の構成員	齋藤 きよみ	まちづくり推進委員	区職員	土田 浩己	道路整備室長
種別	氏名	役職等																
学識経験者 (有識者含む)	高田 和幸 【委員長】	東京電機大学理工学部教授																
	板谷 和也	流通経済大学経済学部教授																
	五十嵐 恵美	株式会社 五十嵐恵美不動産鑑定事務所																
区内のまちづくりに関する団体の構成員	齋藤 きよみ	まちづくり推進委員																
区職員	土田 浩己	道路整備室長																

	<p>8 評価方法</p> <p>(1) 指定管理者による自己評価</p> <p>(2) 担当課による日常点検、ヒアリング等に基づく評価</p> <p>(3) 評価委員会による評価</p> <p>9 評価結果</p> <p>65点満点中 <b>42点</b> 得点率 64% 総合評価 <b>B</b></p> <p>(評価項目及び評価基準は、別紙「業務評価シート」参照 P14～16)</p> <p>10 評価委員会での主な意見と対応等</p> <p>(1) 人気のある「停めホーダイカード」の販売枚数を増やしたら、収入的にもっと上がるのではないかと。</p> <p>【対応策】</p> <p>一時利用のスペースを使用しているため販売枚数を増やすことは難しいと考えている。(現在25枚販売)</p> <p>(2) 利用者アンケートによると職員の接客に差があるという意見が多いが、対応の悪い職員に対してどのような対策を行っているのか。</p> <p>【対応策】</p> <p>通常の研修以外に個別に注意・指導を行っている。接客力向上に向け繰り返し粘り強く指導していく。</p> <p>(3) 駐車場料金が安価であるが値上げは考えていないのか。</p> <p>【対応策】</p> <p>値上げは考えている。今後、区に相談し、認められれば値上げを実施したい。</p> <p>(4) 自転車の利用台数が前年より下回っている原因は何か。</p> <p>【対応策】</p> <p>平成30年の9月は、雨の日が多く前年に比べ10%ほど利用台数が少なかったことが影響している。</p> <p>11 評価結果の公表</p> <p>区ホームページに令和元年11月上旬頃掲載予定</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>今後、評価結果を指定管理者に通知し、更なる利用者拡大を図っていく。</p>



## 令和元年度 竹ノ塚駅西口公共駐車場 業務評価シート

【評価対象年度】平成30年度 【自己評価】令和元年6月28日 【評価委員会】令和元年8月5日

【評価点】水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり(水準クリア)：3点  
水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目	中項目	確認項目				
管理状況	適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか（協定事項）		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	
		1	営業時間と料金の設定 計画どおりの営業時間、料金設定がされているか	4	4	3.3 (満点=5点)
		2	施設・設備の保守点検 (内容、回数等) 設備管理：駐車場ゲート、 駐輪機器、防犯設備 など	3	3	
		3	施設及び建物周辺の環境対策 施設内外：定期巡回清掃、 放置対策 など	3	3	
		4	人員配置 (配置数、配置箇所、専門性等) 適切な人員配置	4	3	
	5	人材育成の取り組み (専門性向上、待遇向上) 定期的な業務実施手順の見直し	3	3		
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか (協定事項)		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	
		6	施設・設備の改善計画 駐車場利用に支障をきたしていないか	3	3	3 (満点=5点)
7		防災への配慮 防火管理者を配置し、防火管理計画を策定している 防災訓練	4	4		
8	防犯への配慮 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している 全職員に鍵管理マニュアルによる鍵の管理方法等が明確にされている	3	3			
9	事故への対応 緊急連絡網が作成されている 事故対応マニュアルが策定され、全管理人に周知されている	4	3			
管理状況	法令等の遵守 (含む) 倫理性も	個人情報保護等は遵守されているか。（協定事項）		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	
		10	個人情報保護の取り組み 内部規定の策定 研修の実施	4	3	3.2 (満点=5点)
		11	個人情報事故への対応 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生しなかったか	4	3	
	12	公契約条例の遵守 (条例適用施設は必須)	-	-		
	13	各種法令等の遵守 研修の実施	4	3		
	環境や地域への配慮	環境に配慮した取り組み (係数×2)		評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会	
		14	エコ対策の実施及び成果 環境に配慮した取り組み、成果があるか エコカー、電気自動車等の促進に努めているかどうか	8	8	6.4 (満点=10点)
	15	地域特性に配慮した取り組み、地域貢献 地域施設・商店街等との連携及び成果 施設周辺の人材活用（事業講師など）を積極的に行っているか	6	6		

大項目	中項目	確認項目	評価点		
管理状況	適切な財務・財産管理	適切な財務運営が行われているか (協定事項)	指定管理者	担当課	評価委員会
		16 収支状況(安定的な運営) 納付金の状況 固定納付金 12,000,000円 変動納付金 3,116,320円 前年の納付金の状況 固定納付金 12,000,000円 変動納付金 3,379,234円	4	4	3.3 (満点=5点)
		17 経理処理 経理の明確な区分 帳簿、関係書類による経理状況の明確化	3	3	
		18 経理を担当する常勤の職員 出納係又は経理責任者等の配置	4	3	
事業効果	事業の取組	事業計画どおりのサービスが提供されているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		19 サービス向上に向けた取り組み 案内サインの充実 社会的弱者に対する配慮があるか トラブル等に対し、早急かつ誠実な対応ができていますか	3	4	3.4 (満点=5点)
		20 利用促進への取り組み 情報サービスの充実 提携店舗の獲得	3	3	
		大項目	中項目	確認項目	評価点
事業効果	事業の取組	施設の広報活動がされているか (係数×2)	指定管理者	担当課	評価委員会
		21 駐車場の広報に向けたPR活動等が行われているか ホームページに駐車場の情報を掲載しているか	8	6	6.6 (満点=10点)
		22 駐車場の広報に向けた独自のPR活動等が行われているか 独特な手法により広報をしているかどうか	6	6	
		中項目	確認項目	評価点	
事業効果	利用の状況	計画どおりの利用状況となっているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		23 総利用台数 (環境の変化など外部要因を考慮) 総利用数 自動車 72,486台 自転車 64,191台 前年の総利用数 自動車 69,426台 自転車 66,667台 前年度からの伸び率など(自動車104.4% 自転車96.2%)	3	3	3 (満点=5点)
		24 一時利用台数 一時利用数 自動車 72,246台 自転車 63,282台 前年の一時利用数 自動車 69,200台 自転車 65,743台 前年度からの伸び率など(自動車104.4% 自転車96.2%)	3	3	
		25 施設稼働率 施設年間稼働率 自動車 21.8% 自転車 45.13% 稼働率の目標値 45%	3	3	

大項目	中項目	確認項目	評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員会
事業効果	利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか （係数×3）			
		26 職員の接客対応 職員の親切さ、説明のわかりやすさ	12	9	9.8 (満点=15点)
		27 施設に関すること 施設の清潔さ、使いやすさ 場内の案内標識サイン等が適切に配置されているかどうか 施設内の内装が充実している	9	12	
		28 事業の内容等 料金設定、他の施設にない独自の特色があるか	12	12	
		29 苦情・要望対応 苦情・要望等の対応の適切さ コールセンターの職員の対応、適切さ 利用者の要望に応える努力が伺えるか	9	12	
合計点			139 (満点=200点)	135 (満点=200点)	42 (満点=65点)

### 【評価委員会評価結果】

評価委員会 評価結果	得点	評価	ワンダウ 有・無	総合評価 B
	42	B		

評価結果は評価委員会が行う。  
小数点以下は切り捨て、整数とする。

#### < 評価委員会評価基準 >

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			~			54%以下
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
65	39	59点以上	54点以上	49点以上	44点以上	39点以上	36点以上	35点以下
			58点以下	53点以下	48点以下	43点以下	38点以下	
得点率		90%以上	~	83%以下	67%以上	~	59%以下	54%以下

「標準点」... 評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。

「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨）とする。

# 建設委員会報告資料

令和元年10月15日

件名	(仮称)神明二丁目周辺地区まちづくり協議会の設立について
所管部課名	市街地整備室まちづくり課 中部地区まちづくり担当課
内容	<p>(仮称)神明二丁目周辺地区まちづくり協議会の設立について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 まちづくり協議会の設立について</p> <p>(1) 協議会の名称 神明二丁目周辺地区まちづくり協議会</p> <p>(2) 目的 東京都施行の都市計画道路補助第261号線沿線区域の地区計画を定めるにあたり、地元住民との合意形成を図り、円滑なまちづくりを推進する。</p> <p>(3) 範囲(約1.1ha)</p>  <p>(4) 構成員 神明仲町会、六木四丁目町会、シャルム綾瀬自治会</p>

2 まちづくり協議会準備会の開催

(1) 開催日時

令和元年9月26日(木)午後7時～午後8時

(2) 開催場所

佐野区民事務所

(3) 参加者

神明仲町会、六木四丁目町会、シャルム綾瀬自治会の各代表者

(4) 内容(意見交換)

ア まちづくり協議会の目的

イ 地区の現状と課題

ウ 地区計画制度の説明

エ 協議会の進め方等

3 今後の予定

年 月	内 容
令和元年11月頃	まちづくり協議会(第1回)の開催
令和3年3月頃	地区計画策定
令和3年3月頃	まちづくり協議会の解散

【参考】補助第261号線について

(1) 事業者

東京都第六建設事務所

(2) 構造

延長 720m、計画幅員 16m

(3) 事業の実施状況

用地取得率 32%、事業認可期間 令和4年3月31日まで

問題点  
今後の方針

地域住民と協議会の開催等を行いながら、地区計画の策定を目指す。

# 建設委員会報告資料

令和元年10月15日

件名	足立区関原の森関連施設の指定管理者業務評価結果について																			
所管部課名	市街地整備室密集地域整備課																			
内 容	<p>足立区関原の森関連施設（関原の森・まちづくり記念館、まちづくり工房館）の平成30年度業務について、足立区関原の森関連施設指定管理者選定等審査会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主な業務内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）施設の利用・貸出等管理業務</li> <li>（2）施設の維持管理業務</li> <li>（3）自主事業の実施等</li> </ul> </li> <li>2 指定管理者 特定非営利活動法人あだち・まちづくり・commons （代表者 理事長 中島 勝正）</li> <li>3 指定管理期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日</li> <li>4 指定管理料（決算額） 平成30年度 24,926,893円（税込）</li> <li>5 評価対象期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日（4年目）</li> <li>6 評価委員会開催日 令和元年7月9日</li> <li>7 評価委員会委員構成（計6名）             <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種別</th> <th style="width: 35%;">氏名</th> <th style="width: 40%;">役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">学識経験者 （有識者含む）</td> <td style="text-align: center;">大塚 高雄 【委員長】</td> <td style="text-align: center;">一般社団法人東京都造園緑化業協会 前参与</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平松 美恵子</td> <td style="text-align: center;">不動産鑑定士</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区内のまちづくりに関する 団体の構成員</td> <td style="text-align: center;">関寺 久夫</td> <td style="text-align: center;">本木関原住区センター 管理運営委員会副委員長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">田中 光義</td> <td style="text-align: center;">まちづくりカウンセラー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区 職 員</td> <td style="text-align: center;">高橋 朋子</td> <td style="text-align: center;">足立区観光交流協会事務局長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">飯塚 尚美</td> <td style="text-align: center;">中央図書館長</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ol>		種別	氏名	役職等	学識経験者 （有識者含む）	大塚 高雄 【委員長】	一般社団法人東京都造園緑化業協会 前参与	平松 美恵子	不動産鑑定士	区内のまちづくりに関する 団体の構成員	関寺 久夫	本木関原住区センター 管理運営委員会副委員長	田中 光義	まちづくりカウンセラー	区 職 員	高橋 朋子	足立区観光交流協会事務局長	飯塚 尚美	中央図書館長
種別	氏名	役職等																		
学識経験者 （有識者含む）	大塚 高雄 【委員長】	一般社団法人東京都造園緑化業協会 前参与																		
	平松 美恵子	不動産鑑定士																		
区内のまちづくりに関する 団体の構成員	関寺 久夫	本木関原住区センター 管理運営委員会副委員長																		
	田中 光義	まちづくりカウンセラー																		
区 職 員	高橋 朋子	足立区観光交流協会事務局長																		
	飯塚 尚美	中央図書館長																		



	<p>8 評価方法</p> <p>(1) 指定管理者による自己評価</p> <p>(2) 担当課による日常点検、ヒアリング等に基づく評価</p> <p>(3) 評価委員会による提出資料の確認およびヒアリングに基づく評価</p> <p>&lt; 提出資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本協定書</li> <li>・ 事業報告書</li> <li>・ 研修等実施報告書</li> <li>・ 労働条件チェックシート</li> <li>・ 年度協定書</li> <li>・ 収支報告書</li> <li>・ 自主事業実施報告書</li> <li>・ 業務従事者一覧表等</li> </ul> <p>9 評価結果</p> <p>65点満点中 <b>46点</b> 得点率70% 総合評価 <b>B+</b>  (評価項目及び評価基準は、別紙「業務評価シート」参照 P21~23)</p> <p>10 委員会での主な意見と対応等</p> <p>(1) 「記録的短時間大雨情報」発令時の対応について、緊急時対応マニュアルにチャート図にして整理した方がよい。</p> <p>【対応策】</p> <p>緊急時対応マニュアルに、時系列ごとに連絡体制、情報収集、行動計画、役割分担等をチャート図にしてまとめ、より実践的に活用できるよう整理する。</p> <p>(2) 季節の花や施設に関する日常的な情報発信を行い、イメージアップ及び利用促進の工夫をしてほしい。</p> <p>【対応策】</p> <p>日常的な情報を発信し、イメージアップ及び利用促進に繋げていく。</p> <p>(3) 利用者アンケートをより客観的な質問構成にし、また、より広く回答を得られるように工夫して、回答を分析することにより施設の改善に繋がられるようにしてほしい。</p> <p>【対応策】</p> <p>アンケート用紙の構成を修正し、利用者以外からも回答を得られるように内容を見直し、施設の改善に繋がられるよう工夫する。</p> <p>11 評価結果の公表</p> <p>区ホームページに令和元年11月上旬頃掲載予定。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>今回の業務評価結果を踏まえ、すでに指定管理者に改善に向けた具体的な対応を求めており、引き続き業務が確実に履行されるよう指導する。</p>

## 令和元年度 関原の森・愛恵まちづくり記念館及びまちづくり工房館 業務評価シート

【評価対象年度】平成30年度【自己評価】令和元年6月6日【評価委員会】令和元年7月9日

【評価点】水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり(水準クリア)：3点

水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目	中項目	確認項目	評価点		
管理状況	適切な管理の履行	協定(基本協定、年度協定)や事業計画に沿って適切に管理が行われているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		開館と料金の設定 計画どおりの開館、料金設定がされているか	3	3	3.5 (満点=5点)
		施設・設備の保守点検(内容、回数等) 設備管理計画及び実施状況 エレベーター(月1回)、空調設備(年3回)、自動ドア(年2回)、ゲートシャッター(年2回)	4	3	
		施設の清掃(施設の清潔さ) 建物内(床・トイレ・ガラス・窓枠・照明器具等) 建物外(除草・落ち葉・ベンチ・噴水施設等)	5	5	
		人員配置(配置数、配置箇所、専門性等) 適切な人員配置：常駐施設管理者など	3	3	
		人材育成の取組み(専門性向上、接遇向上) 研修の計画、開催：接遇研修、維持管理研修など スタッフミーティング等における定期的な業務実施手順の見直し	4	4	
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	指定管理者	担当課	
		施設・設備の安全性の確保 専門機関による消防用設備の保守点検(年2回)等の計画及び実施状況	3	3	3.5 (満点=5点)
		防災への配慮 防火管理者を配置し、防火管理計画を策定している 防災訓練等の計画及び実施状況	4	4	
	防犯への配慮 館内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している 全職員に鍵管理マニュアルによる鍵の管理方法等が明確にされている	4	4		
	緊急時への対応	事故等への対応は確保されているか	指定管理者	担当課	評価委員会
		事故への対応 緊急連絡網が作成されている 適正な緊急時対応マニュアルが策定され、職員に周知されている 人身事故等発生時の体制整備：緊急連絡網及び緊急時対応マニュアルに沿った体制になっているか	4	4	3.8 (満点=5点)
効率的な施設管理	人材育成の取組み 事故対応等の研修の計画、開催：事故対応研修など	4	4		
	効率的な施設管理を行っているか	指定管理者	担当課	評価委員会	
管理運営の効率化 管理運営経費の適正化	4	3	3.5 (満点=5点)		
環境への配慮による効率管理 7R(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア、リファイン、リターン)による物品調達、ゴミの削減 エコな光熱水費の運用(こまめな消灯、省エネ製品への更新)	4	4			

大項目	中項目	確認項目			
管理状況	法令等の遵守 (倫理性も含む)	個人情報保護、公契約条例等は遵守されているか		評価点	
			指 定 管理者	担当課	評価委員会
		個人情報保護の取組み 内部規定の策定、研修の計画、開催、外部主催の研修への参加：個人情報取り扱い研修など	3	3	3.2 (満点 = 5点)
		各種法令等の遵守 研修の計画、開催、外部主催の研修への参加：コンプライアンス研修など	3	3	
		利用記録等各種情報の管理 保管場所の施錠	4	3	
	個人情報事故への対応 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生しなかったか	4	4		
	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか		評価点	
			指 定 管理者	担当課	評価委員会
		収支状況(安定的な運営) 収入の状況：30年度実績(25,000千円) 支出の状況：30年度実績(24,926千円) 29年度収入(25,000千円)、支出(24,638千円) 区との協定に基づく管理経費として、受け入れ及び支出した金額	4	3	3.9 (満点 = 5点)
		経理・現金に関する書類等の管理 経理処理 経理の明確な区分 帳簿、関係書類の整備、保存、これらによる経理状況の明確化	4	4	
経理を担当する職員 経理責任者等の配置	5	5			
事業効果	事業の取組	事業計画及び提案書どおりのサービスが提供されているか		評価点	
			指 定 管理者	担当課	評価委員会
		事業の企画、実施、成果 自主事業の実施：自主事業計画書に沿って実施しているか 独自提案・先進的事业の実施：新規提案事業の計画及び実施状況 参加者のニーズの把握：利用者からの声等を反映した事業の計画及び実施状況 その他事業の取組み 地域連携及び貢献	4	4	4.0 (満点 = 5点)
		4	4		
	施設のイメージアップ	施設のイメージアップについての取組みがされているか		評価点	
			指 定 管理者	担当課	評価委員会
		利用促進への取組み ホームページ、SNS等の充実 ：更新等随時行っているか その他PRへの取組み 独自の取組み ：地域連携や独自の手段によるPRを行っているか	3	3	3.1 (満点 = 5点)
		4	3		
	利用の状況	事業計画どおりの利用状況となっているか		評価点	
			指 定 管理者	担当課	評価委員会
	利用者数(環境の変化など外部要因を考慮) 利用者数について(30年度14,233人 29年度13,906人)	4	3	3.2 (満点 = 5点)	
	施設の稼働率 関原の森・会議室・談話室の稼働率 (30年度11.1% 29年度8.8%)	4	3		
地域連携	他団体と連携した取組みを行っているか		評価点		
		指 定 管理者	担当課	評価委員会	
	他団体との事業連携 連携した事業：連携した事業の計画及び実施状況	4	4	3.5 (満点 = 5点)	
	他団体との施設管理面での連携 連携した管理体制：事件・事故等に対する連携した危機管理体制が整っているか	3	3		

大項目	中項目	確認項目				
事業効果	(アンケート調査等による) 利用者の満足度	利用者の満足を得られているか(係数×3)		評価点		
				指定管理者	担当課	評価委員会
		職員の接客対応 職員の親切さ、説明のわかりやすさ等	12	12	11.7 (満点=15点)	
		事業の企画内容等 企画内容の充実、企画の豊富さ、料金設定等	12	12		
		施設に関すること 施設の清潔さ、使いやすさ、案内サイン等	12	12		
苦情・要望対応 苦情・要望等の対応の適切さ	12	12				
合計点		151 (満点=195点)	144 (満点=195点)	46.9 (満点=65点)		

### 【評価委員会評価結果】

評価委員会 評価結果	得点	評価
	46	B+

ランク
有 <input checked="" type="radio"/> 無

総合評価
B+

評価結果は評価委員会が行う。  
小数点以下は切り捨て、整数とする。

### < 評価委員会評価基準 >

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			~			54%以下
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
65	39	59点以上	54点以上 58点以下	49点以上 53点以下	44点以上 48点以下	39点以上 43点以下	36点以上 38点以下	35点以下
得点率		90%以上	~	83%以下	67%以上	~	59%以下	54%以下

「標準点」...評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。

「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨）とする。

# 建設委員会報告資料

令和元年10月15日

件名	足立区立公園条例施行規則の一部改正について																						
所管部課名	みどりと公園推進室公園管理課																						
内 容	<p>年未年始の12月28日及び1月4日を閉園としている区立公園、使用休止期間としている区立公園内有料施設について、今後、この2日間を開設することとする。</p> <p>これに伴い、足立区立公園条例施行規則の一部を別紙（P25～30）のとおり改正する。</p> <p>1 12月28日及び1月4日を開園、使用可とする対象施設</p> <p>（1）区立公園 東湊江庭園、伊興遺跡公園、桑袋ビオトープ公園</p> <p>（2）区立公園内の有料施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th>施設のある公園名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 庭球場</td> <td>千住スポーツ公園、竹の塚第六公園、宮元公園、尾竹橋公園、上沼田東公園、江北公園</td> </tr> <tr> <td>イ 運動場</td> <td>千住スポーツ公園、荒川河川敷緑地</td> </tr> <tr> <td>ウ 弓道場</td> <td>千住スポーツ公園</td> </tr> <tr> <td>エ 相撲場</td> <td>千住スポーツ公園</td> </tr> <tr> <td>オ 会議室</td> <td>千住スポーツ公園</td> </tr> <tr> <td>カ 野球場</td> <td>保木間公園、荒川河川敷緑地</td> </tr> <tr> <td>キ 公園集会所</td> <td>東湊江庭園臨湊亭</td> </tr> <tr> <td>ク 駐車場</td> <td>江北公園、千住スポーツ公園、竹の塚第六公園、大谷田南公園、上沼田東公園</td> </tr> <tr> <td>ケ ミニ列車</td> <td>北鹿浜公園、大谷田南公園</td> </tr> <tr> <td>コ バッテリーカー</td> <td>北鹿浜公園</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 今後のスケジュール</p> <p>（1）10月下旬・・・条例施行規則改正起案原議の区長決定</p> <p>（2）11月中旬・・・法務課による条例施行規則改正の公布・施行</p>	施設名	施設のある公園名	ア 庭球場	千住スポーツ公園、竹の塚第六公園、宮元公園、尾竹橋公園、上沼田東公園、江北公園	イ 運動場	千住スポーツ公園、荒川河川敷緑地	ウ 弓道場	千住スポーツ公園	エ 相撲場	千住スポーツ公園	オ 会議室	千住スポーツ公園	カ 野球場	保木間公園、荒川河川敷緑地	キ 公園集会所	東湊江庭園臨湊亭	ク 駐車場	江北公園、千住スポーツ公園、竹の塚第六公園、大谷田南公園、上沼田東公園	ケ ミニ列車	北鹿浜公園、大谷田南公園	コ バッテリーカー	北鹿浜公園
施設名	施設のある公園名																						
ア 庭球場	千住スポーツ公園、竹の塚第六公園、宮元公園、尾竹橋公園、上沼田東公園、江北公園																						
イ 運動場	千住スポーツ公園、荒川河川敷緑地																						
ウ 弓道場	千住スポーツ公園																						
エ 相撲場	千住スポーツ公園																						
オ 会議室	千住スポーツ公園																						
カ 野球場	保木間公園、荒川河川敷緑地																						
キ 公園集会所	東湊江庭園臨湊亭																						
ク 駐車場	江北公園、千住スポーツ公園、竹の塚第六公園、大谷田南公園、上沼田東公園																						
ケ ミニ列車	北鹿浜公園、大谷田南公園																						
コ バッテリーカー	北鹿浜公園																						
問題点 今後の方針	<p>1 区ホームページ等による利用者への周知を滞りなく行う。</p> <p>2 施設周辺の住民への周知は、ポスティングや現地掲示で十分に行う。</p>																						

改正前			改正後		
足立区立公園条例施行規則 昭和47年4月24日規則第10号 第1条～第21条（省略） 別表第1（第1条の2関係） 閉園日及び開園時間			足立区立公園条例施行規則 昭和47年4月24日規則第10号 第1条～第21条（現行のとおり） 付 則（令和元年 月 日規則第 号） <u>この規則は、公布の日から施行する。</u> 別表第1（第1条の2関係） 閉園日及び開園時間		
閉園日等を定める公園	閉園日	開園時間	閉園日等を定める公園	閉園日	開園時間
（省略）	（省略）	（省略）	（現行どおり）	（現行どおり）	（現行どおり）
東洲江庭園	月曜日（その日が休日、5月18日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	午前9時から午後5時まで	東洲江庭園	月曜日（その日が休日、5月18日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	午前9時から午後5時まで
伊興遺跡公園	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	午前9時30分から午後4時まで	伊興遺跡公園	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	午前9時30分から午後4時まで
（省略）	（省略）	（省略）	（現行どおり）	（現行どおり）	（現行どおり）
桑袋ビオトープ公園	月曜日（その日が休日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	午前9時から午後5時まで（1月、11月及び12月は午後4時30分まで）	桑袋ビオトープ公園	月曜日（その日が休日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	午前9時から午後5時まで（1月、11月及び12月は午後4時30分まで）



改正前			改正後		
別表第2～別表第3（省略） 別表第4（第7条関係） 有料施設の使用時間及び使用休止期間			別表第2～別表第3（現行のとおり） 別表第4（第7条関係） 有料施設の使用時間及び使用休止期間		
種別	使用時間	使用休止期間	種別	使用時間	使用休止期間
庭球場（千住スポーツ公園）	午前9時から午後5時まで（3月から11月までの日曜日は午後7時まで、その他の曜日は午後9時まで）	第3月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	庭球場（千住スポーツ公園）	午前9時から午後5時まで（3月から11月までの日曜日は午後7時まで、その他の曜日は午後9時まで）	第3月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
庭球場（竹の塚第六公園）	午前9時から午後5時まで（3月から11月までは午前9時から午後9時まで）	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	庭球場（竹の塚第六公園）	午前9時から午後5時まで（3月から11月までは午前9時から午後9時まで）	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
庭球場（宮元公園）	午前9時から午後5時まで（3月から5月まで及び9月は午後6時まで、6月から8月までは午後7時まで）	同上	庭球場（宮元公園）	午前9時から午後5時まで（3月から5月まで及び9月は午後6時まで、6月から8月までは午後7時まで）	同上
庭球場（尾竹橋公園、上沼田東公園及び江北公園）	午前9時から午後5時まで（3月は午後6時まで、4月から10月までは午後9時まで）	同上	庭球場（尾竹橋公園、上沼田東公園及び江北公園）	午前9時から午後5時まで（3月は午後6時まで、4月から10月までは午後9時まで）	同上
運動場（千住スポーツ公園）	午前9時から午後5時まで	第3月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）	運動場（千住スポーツ公園）	午前9時から午後5時まで	第3月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

改正前			改正後		
		い日)、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで			い日)、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
運動場(千住スポーツ公園を除く。)	午前8時から(日曜日、土曜日及び休日は午前6時から)午後6時まで(1月、2月、11月及び12月は午前8時から午後4時まで)	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	運動場(千住スポーツ公園を除く。)	午前8時から(日曜日、土曜日及び休日は午前6時から)午後6時まで(1月、2月、11月及び12月は午前8時から午後4時まで)	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
弓道場	午前9時から午後9時まで	第3月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)、1月1日から同月4日及び12月28日から同月31日まで	弓道場	午前9時から午後9時まで	第3月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
相撲場	同上	同上	相撲場	同上	同上
会議室(千住スポーツ公園)	同上	同上	会議室(千住スポーツ公園)	同上	同上
(省略)	(省略)	(省略)	(現行どおり)	(現行どおり)	(現行どおり)
野球場(保木間公園)	午前6時から午後6時まで(1月、2月、11月及び12月は午前8時から午後4時まで)	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	野球場(保木間公園)	午前6時から午後6時まで(1月、2月、11月及び12月は午前8時から午後4時まで)	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
(省略)	(省略)	(省略)	(現行どおり)	(現行どおり)	(現行どおり)
野球場(谷中公園、保木間公園及び上沼田東公園を除く。)	午前8時から(日曜日、土曜日及び休日は午前6時から)午後6時まで	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	野球場(谷中公園、保木間公園及び上沼田東公園を除く。)	午前8時から(日曜日、土曜日及び休日は午前6時から)午後6時まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

改正前			改正後		
	で（1月、2月、11月及び12月は、午前8時から午後4時まで）			で（1月、2月、11月及び12月は、午前8時から午後4時まで）	
（省略）	（省略）	（省略）	（現行どおり）	（現行どおり）	（現行どおり）
公園集会所（東洲江庭園臨瀨亭）	午前9時から午後5時まで	月曜日（その日が休日、5月18日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	公園集会所（東洲江庭園臨瀨亭）	午前9時から午後5時まで	月曜日（その日が休日、5月18日又は10月1日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
（省略）	（省略）	（省略）	（現行どおり）	（現行どおり）	（現行どおり）
駐車場（江北公園のうち、足立区鹿浜五丁目8番1号に存するもの）	午前9時から午後9時まで（1月、2月、11月及び12月は午後5時まで、3月は午後6時まで）	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	駐車場（江北公園のうち、足立区鹿浜五丁目8番1号に存するもの）	午前9時から午後9時まで（1月、2月、11月及び12月は午後5時まで、3月は午後6時まで）	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
駐車場（千住スポーツ公園）	午前8時30分から午後9時30分まで	第3月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	駐車場（千住スポーツ公園）	午前8時30分から午後9時30分まで	第3月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
（省略）	（省略）	（省略）	（現行どおり）	（現行どおり）	（現行どおり）
駐車場（竹の塚第六公園）	午前8時30分から午後5時30分まで（3月か	1月1日から同月4日まで及び12月28日から	駐車場（竹の塚第六公園）	午前8時30分から午後5時30分まで（3月か	1月1日から同月3日まで及び12月29日から

改正前			改正後		
	ら11月までは午前8時30分から午後9時30分まで)	同月31日まで		ら11月までは午前8時30分から午後9時30分まで)	同月31日まで
駐車場(大谷田南公園)	午前8時30分から午後6時まで(1月、11月及び12月は午後4時30分まで、2月から4月まで、9月及び10月は午後5時30分まで)	同上	駐車場(大谷田南公園)	午前8時30分から午後6時まで(1月、11月及び12月は午後4時30分まで、2月から4月まで、9月及び10月は午後5時30分まで)	同上
駐車場(上沼田東公園)	午前5時30分から(日曜日及び休日は午前7時30分から)午後9時30分まで(3月は午前7時30分から午後6時30分まで、11月1日から12月第2日曜日までは午前7時30分から午後4時30分まで)	1月、2月及び12月第2日曜日の翌日から同月31日まで	駐車場(上沼田東公園)	午前5時30分から午後9時30分まで(11月から2月までは午前7時30分から午後5時30分まで、3月は午前7時30分から午後6時30分まで)	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

備考(省略)

備考(現行どおり)

別表第5(第7条関係)

有料施設	使用日	使用時間	使用休止期間
三二列車	日曜日、土曜日、10月1日及び休日	午前10時から午後5時まで(5月から8月までは午後5時30分まで、11月から翌年1月までは午後4時まで)	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

別表第5(第7条関係)

有料施設	使用日	使用時間	使用休止期間
三二列車	日曜日、土曜日、10月1日及び休日	午前10時から午後5時まで(5月から8月までは午後5時30分まで、11月から翌年1月までは午後4時まで)	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

改正前				改正後			
バッテリーカー	毎日	午前 9 時30分から午後 5 時まで ( 5 月から 8 月までは午後 5 時30分まで、11月から翌年 1 月までは午後 4 時まで)	同上	バッテリーカー	毎日	午前 9 時30分から午後 5 時まで ( 5 月から 8 月までは午後 5 時30分まで、11月から翌年 1 月までは午後 4 時まで)	同上
備考 (省略)				備考 (現行どおり)			
別記第 1 号様式 ~ 別記第11号様式 (省略)				別記第 1 号様式 ~ 別記第11号様式 (現行のとおり)			

# 建設委員会報告資料

令和元年10月15日

件名	公園施設の指定管理者業務評価結果について
所管部課名	みどりと公園推進室公園管理課
内容	<p>公園施設（3施設）指定管理者の平成30年度業務について、足立区公園施設指定管理者選定等審査会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 公園施設名</p> <p>（1）花畑公園・桜花亭 所在地：足立区花畑四丁目40番1号 1年目の業務を評価</p> <p>（2）元淵江公園・生物園 所在地：足立区保木間二丁目17番1号 5年目の業務を評価</p> <p>（3）江北公園の一部及び荒川鹿浜橋緑地の一部（都市農業公園） 所在地：足立区鹿浜二丁目44番1号 2年目の業務を評価</p> <p>2 花畑公園・桜花亭</p> <p>（1）主な業務内容</p> <p>ア 花畑公園（広場）の維持管理業務 イ 桜花亭・日本庭園の維持管理業務 ウ 桜花亭施設の利用・貸出等管理業務 エ 文化・啓発事業（自主事業）の企画及び実施 オ 桜花亭内喫茶コーナーの運營業務 等</p> <p>（2）指定管理者 足立桜花亭グループ （代表者 株式会社松竹園 代表取締役 寶谷 鉄明）</p> <p>（3）指定管理期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>（4）指定管理料（決算額） 平成30年度 56,050,596円（税込）</p> <p>（5）評価対象期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日（1年目）</p>



内 容	<p>(6) 評価委員会開催日 令和元年8月8日</p> <p>(7) 評価委員会委員構成(計6名)</p>		
	種別	氏名	役職等
	学識経験者 (有識者含む)	石阪 督規 【委員長】	埼玉大学 基盤教育研究センター 教授
		小沼 康子	京都造形芸術大学 非常勤講師
	関係団体の 構成員	高橋 和彦	まちづくり推進委員
		杉山 華芳	足立区華道茶道協会
	区 職 員	大久保 慎也	文化・読書・スポーツ計画担当 課長
		舟橋 左斗子	シティプロモーション課
	関係団体：区内の教育又はまちづくりに関する団体の構成員		
	<p>(8) 評価方法</p> <p>ア 指定管理者による自己評価</p> <p>イ 担当課による日常点検、ヒアリング等に基づく評価</p> <p>ウ 評価委員会による評価</p> <p>&lt;提出資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業報告書</li> <li>・ 利用者満足度調査報告書</li> <li>・ 労働条件チェックシート</li> <li>・ 収支報告書</li> <li>・ 提案書</li> <li>・ 業務従事者一覧</li> </ul>		
<p>(9) 評価結果</p> <p>65点満点中 <b>43点</b> 得点率 66% 総合評価 <b>B</b> (評価項目及び評価基準は、別紙1「業務評価シート」参照) P37～39</p>			
<p>(10) 評価委員会での主な意見と対応等</p> <p>ア 自主事業は予定数を超えて実施されており、参加者も多くなっているが、件数や人数を目標とすればいずれ伸び悩む。内容の充実や、参加者の満足度、リピート率等を基準にすることも検討してほしい。</p> <p style="padding-left: 40px;">【対応策】</p> <p style="padding-left: 80px;">来場者アンケートを活用し、満足度やリピート率も評価に加えていく。</p> <p>イ 桜花亭ホームページの魅力をアップするため、イベント活動の報告、参加者の声など、生き生きした内容にしてほしい。</p> <p style="padding-left: 40px;">【対応策】</p> <p style="padding-left: 80px;">桜花亭ホームページの「スタッフメッセージ」コーナーを活用し、イベント開催後の結果等、タイムリーな情報をこまめにアップし、桜花亭の魅力を発信していく。</p>			

内 容	<p>ウ 文教大学が開学する前に、花畑公園の魅力をアピールしてほしい。特に若い人たちに向けた方法を検討してほしい。開学後は、学生たちに利用してもらえる施設にしてほしい。</p> <p>【対応策】</p> <p>当施設の魅力発信は、インターネットへの掲載を最重要課題と考えている。秋の紅葉までに新たな情報掲載を検討しスタートさせる。</p> <p>(11) 評価結果の公表</p> <p>区ホームページに令和元年11月上旬頃掲載予定。</p>																		
	<p>3 元淵江公園・生物園</p> <p>(1) 主な業務内容</p> <p>ア 元淵江公園の維持管理業務</p> <p>イ 生物園の維持管理業務</p> <p>ウ 生物園の運営管理業務</p> <p>エ 自主事業の企画・実施 等</p>																		
	<p>(2) 指定管理者</p> <p>体験型いきものパークマネジメント (代表者 株式会社自然教育研究センター 代表取締役 税所 功一)</p>																		
	<p>(3) 指定管理期間</p> <p>平成26年4月1日～平成31年3月31日</p>																		
	<p>(4) 指定管理料(決算額)</p> <p>平成30年度 228,057,214円(税込)</p>																		
	<p>(5) 評価対象期間</p> <p>平成30年4月1日～平成31年3月31日(5年目)</p>																		
	<p>(6) 評価委員会開催日</p> <p>令和元年7月31日</p>																		
	<p>(7) 評価委員会委員構成(計6名)</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>氏名</th> <th>役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学識経験者 (有識者含む)</td> <td>並木 美砂子 【委員長】</td> <td>帝京科学大学 生命環境学部 アニマルサイエンス学科 教授</td> </tr> <tr> <td>鈴木 哲也</td> <td>東京未来大学 こども心理学部 こども心理学科 教授</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係団体の 構成員</td> <td>榎本 富美夫</td> <td>まちづくり推進委員</td> </tr> <tr> <td>中台 恭子</td> <td>足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区 職 員</td> <td>田口 仁美</td> <td>子どもの貧困対策担当課長</td> </tr> <tr> <td>川島 康史</td> <td>竹の塚区民事務所長</td> </tr> </tbody> </table>	種別	氏名	役職等	学識経験者 (有識者含む)	並木 美砂子 【委員長】	帝京科学大学 生命環境学部 アニマルサイエンス学科 教授	鈴木 哲也	東京未来大学 こども心理学部 こども心理学科 教授	関係団体の 構成員	榎本 富美夫	まちづくり推進委員	中台 恭子	足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会	区 職 員	田口 仁美	子どもの貧困対策担当課長	川島 康史	竹の塚区民事務所長
	種別	氏名	役職等																
学識経験者 (有識者含む)	並木 美砂子 【委員長】	帝京科学大学 生命環境学部 アニマルサイエンス学科 教授																	
	鈴木 哲也	東京未来大学 こども心理学部 こども心理学科 教授																	
関係団体の 構成員	榎本 富美夫	まちづくり推進委員																	
	中台 恭子	足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会																	
区 職 員	田口 仁美	子どもの貧困対策担当課長																	
	川島 康史	竹の塚区民事務所長																	

内 容	<p>関係団体：区内の教育又はまちづくりに関する団体の構成員</p> <p>(8) 評価方法</p> <p>ア 指定管理者による自己評価</p> <p>イ 担当課による日常点検、ヒアリング等に基づく評価</p> <p>ウ 評価委員会による評価</p> <p>&lt;提出資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業報告書</li> <li>・ 利用者満足度調査報告書</li> <li>・ 労働条件チェックシート</li> <li>・ 収支報告書</li> <li>・ 提案書</li> <li>・ 業務従事者一覧</li> </ul> <p>(9) 評価結果</p> <p>65点満点中 <u>59点</u> 得点率90% 総合評価 <u>A+</u>  (評価項目及び評価基準は、別紙2「業務評価シート」参照)  P40～42</p> <p>(10) 評価委員会での主な意見と対応等</p> <p>ア 各種研究会での成果をもう少しアピールしてほしい。</p> <p>【対応策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「お土産研究会」では、開発したオリジナルグッズなどをプレスリリースやSNSを通じてアピールしていく。</li> <li>・ 「教育利用研究会」では、プログラムの手法を構築している段階のため、完成した際は広く周知していく。</li> <li>・ 「地域利用研究会」では、共催イベントなどを計画する際、メディアなどに情報発信し周知していく。</li> </ul> <p>イ TV番組などで取り上げられることで、元来虫嫌いな人達にも興味を持ってもらえるようになると思う。</p> <p>【対応策】</p> <p>これまでも、教育的価値のある番組やメディアなどで生物園は多く取り上げられてきた。今後も園からメディアに向けて情報発信を強化していく。</p> <p>ウ 人材育成について、育成事業を業務の中でも実施できるように積極的に取り組んでほしい。</p> <p>【対応策】</p> <p>専門技術の向上を図るために、JAZA(公益社団法人 日本動物園水族館協会)の主催する技術者研究会やワークショップへ積極的にスタッフを参加させる。そこで生物園の取り組みを発表することで、個々の研究や技術、プレゼンテーション能力の向上を図り、現場にフィードバックするよう努めていく。</p> <p>(11) 評価結果の公表</p> <p>区ホームページに令和元年11月上旬頃掲載予定。</p>
-----	---

内 容

4 江北公園の一部及び荒川鹿浜橋緑地の一部（都市農業公園）

(1) 主な業務内容

- ア 公園施設、園内植物及び田畑ほかの管理運営
- イ 自然啓発等の事業（自主事業を含む）の企画及び実施
- ウ 会議室・駐車場の利用・貸出等管理業務
- エ レストハウスの運営 等

(2) 指定管理者

体験型有機農業パークマネジメント  
 （代表者 株式会社自然教育研究センター  
 代表取締役 税所 功一）

(3) 指定管理期間

平成29年4月1日～令和4年3月31日

(4) 指定管理料（決算額）

平成30年度 146,334,467円（税込）

(5) 評価対象期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日（2年目）

(6) 評価委員会開催日

令和元年8月7日

(7) 評価委員会委員構成（計6名）

種別	氏名	役職等
学識経験者 （有識者含む）	竹内 将俊 【委員長】	東京農業大学 地域環境科学部 地域創成科学科 教授
	小林 久美	東京未来大学 こども心理学部 こども心理学科 教授
関係団体の 構成員	中島 毅	特定非営利活動法人 足立区地 域で子どもを育てる会
	野辺 陽子	鹿浜古内町会
区 職 員	篠崎 努	産業振興課 農業振興係長
	小野 秩加子	子ども施設指導・支援担当課 子ども施設指導・支援担当係長

関係団体：区内の教育又はまちづくりに関する団体の構成員

(8) 評価方法

- ア 指定管理者による自己評価
- イ 担当課による日常点検、ヒアリング等に基づく評価
- ウ 評価委員会による評価

< 提出資料 >

- ・ 事業報告書
- ・ 利用者満足度調査報告書
- ・ 労働条件チェックシート
- ・ 収支報告書
- ・ 提案書
- ・ 業務従事者一覧

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<p>(9) 評価結果  65点満点中 <u>50点</u> 得点率76% 総合評価 <u>A-</u>  (評価項目及び評価基準は、別紙3「業務評価シート」参照)  P43~45</p> <p>(10) 評価委員会での主な意見と対応等</p> <p>ア 農業公園を子どもたちの成長に役立てる公園にしてほしい。  【対応策】  子どもの成長に合わせた五感を使ったプログラムの充実を図っていく。</p> <p>イ レストランで野菜を使ったメニューを多く提供しており、食育の観点から評価できる。メニューを増やし、それを食べた来園者が販売所で実際に購入する園内でのシステムを、さらに広げていけるとよい。  【対応策】  販売所「とれたてマルシェ」、レストラン「キッチンとれたて」、連携している子ども食堂への野菜提供など、収穫した野菜は多岐に利用している。今後も多くの皆様に味わっていただけるように活用方法を増やしていく。</p> <p>ウ 指定管理者としての運営期間が2年を経過して、見えてきた課題は何か。  【対応策】  公園が持つさまざまな役割のうち、災害対策機能の強化が課題と考える。例えば、災害時に不可欠な水を確保するために、雨水をタンクに貯留することで、日常は農作業に利用し、災害による断水時にはトイレ排水等に活用できるよう検討したい。</p> <p>(11) 評価結果の公表  区ホームページに令和元年11月上旬頃掲載予定。</p>
<p>問題点  今後の方針</p>	<p>今回の業務評価結果を踏まえ、指定管理者に改善に向けた具体的な対応を求めており、引き続き業務が確実に履行されるよう指導する。</p>

## 令和元年度 花畑公園・桜花亭 業務評価シート

【評価対象年度】平成30年度 【自己評価】令和元年5月27日 【評価委員会】令和元年8月8日

【評価点】水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり(水準クリア)：3点  
水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目	中項目	確認項目	評価点		
管理状況	適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか(協定事項)	指 定 管理者	担当課	評価委員
		開園と料金の設定 計画どおりの開園、料金設定がされているか	3	3	2.9  (満点 =5点)
		施設・設備の保守点検(内容、回数 など) 設備管理：エレベータ(月1回)、空調等設備(年2回)、遊具(月1回以上) など	3	3	
		施設内外の清掃・維持管理 日常清掃(毎日)・定期清掃(年6回)、特別清掃(年2回外) など	3	3	
		管理運営体制(委員会・会議 など) 適切な施設運営のための委員会・会議等の開催：運営委員会(月1回)、サービス向上会議(月1回) など	3	2	
		人員配置(配置数、配置箇所、専門性 など) 適切な人員配置(施設運営に必要な専門資格および経験を有した人員の配置など)： 防火・防災管理責任者、造園技能士 など	3	2	
		人材育成の取り組み(専門性向上、接遇向上) 定期的な業務実施手順の見直し、研修の実施、業績悪化防止 など	3	3	
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか(協定事項)	指 定 管理者	担当課	
		施設・設備の安全性の確保 利用者の安全を考慮した日常的な自主点検	3	2	3.3  (満点 =5点)
		防災への配慮 防火管理者を配置し、防火管理計画を策定している 危機管理マニュアルの策定、職員周知 防災訓練(年2回)	4	4	
		防犯への配慮 施設内外を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している 施錠の徹底。全職員に鍵管理マニュアルによる鍵の管理方法が明確にされている	4	4	
		事故への対応 安全管理マニュアル等の策定、職員周知 ヒヤリハット事例の共有データベース化と更新、職員に周知	3	2	
(法令等の遵守 倫理性も含む)	個人情報保護等は遵守されているか(協定事項)	指 定 管理者	担当課	評価委員	
	個人情報保護の取り組み 内部規定の策定 情報の共有、研修の実施	4	3	3.5  (満点 =5点)	
	個人情報事故への対応 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生しなかったか	4	4		
	公契約条例の遵守(条例適用施設は必須) 台帳の整備がされているか	4	4		
	各種法令等の遵守 研修の実施	4	3		
適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか(協定事項)	指 定 管理者	担当課		評価委員
	収支状況(安定的な運営) 区が支出する光熱水費、維持補修・小破修繕費を除く 収入の状況：平成30年度実績(59,773千円) 平成30年度収入額目標値(61,786千円) 支出の状況：平成30年度実績(59,750千円) 平成30年度支出額目標値(61,786千円) 平成29年度実績：収入 (48,087千円) 前指定管理者 支出 (46,796千円)	3	3	3.4  (満点 =5点)	
	現金や関係書類等の管理、経理処理 経理の明確な区分 帳簿、関係書類の整備、保存、これらによる経理状況の明確化	4	4		
	経理を担当する常勤の職員 出納係または経理責任者等の配置	4	3		

		評価点			
		指定管理者	担当課	評価委員	
管理状況	景観や安全の確保	きめ細やかな池や樹木等の維持管理等を行い、日本庭園や自由広場の景観や安全を確保しているか (係数×2)			
		計画的な樹木等の管理と保全 年間計画書による樹木等維持管理(樹木の剪定・伐採計画 など) 樹木管理等作業内容の記録と確認(前中後の状況を写真等で記録 など)	8	8	8.3 (満点=10点)
		安全・安心な自由広場の確保 日常巡回・点検の実施(ごみ拾い・落ち葉清掃・安全点検 など) 四季を感じさせる場の提供 安全・安心な「じゃぶじゃぶ池」の管理運営 など	8	8	
		美しい庭園景観と安全の確保 日常巡回・点検の実施(ごみ拾い・落ち葉清掃・安全点検 など) お庭番による「魅せる維持管理」 長期的な視点にたった維持管理(庭園の景観構成・バランスの保全 など)	8	8	
		水質保全と景観を両立した池、堀の管理 ろ過機、滅菌機等の巡回点検 植物等による水質浄化と景観の確保	8	6	
	効率的な施設管理を行っているか				
	効率的な施設管理	管理業務の効率化 本施設の多岐にわたる業務のマニュアルを整備。スタッフの育成に活用 施設利用に関するチェックリストを作成。案内や利用後の確認・点検に活用	4	3	3.8 (満点=5点)
		環境への配慮による効率管理 剪定枝等のチップ化、マルチング材としての活用によるゴミの削減 エコな光熱水費の運用(照明やエアコン等のこまめな調整 など)	4	4	
		グループ各社の専門性を活かした管理 樹木等の維持管理をグループ各社の直営作業で実施し、経費を削減 軽微な修繕等をグループ各社の直営作業で実施し、経費を削減	4	4	
		事業計画どおりのサービスが提供されているか			
事業効果	事業の取組	サービス向上に向けた取り組み 社会的弱者に対する配慮(ユニバーサルサービスの提供 など) 利用者ニーズの把握によるサービスへの反映	4	3	3.5 (満点=5点)
		利用促進への取り組み(広報・PR など) ホームページ・SNSの充実、チラシ・ポスター等の作成 情報誌等への掲載	4	3	
		事業の企画・実施・成果 自主事業の実施及び成果	4	3	
		喫茶コーナーの運営 利用者数：12,104人(来園者の約11.6%) 平成29年度：12,523人 ギャラリーの運営：展示実施回数9回 平成29年度：10回	5	4	
		地域連携・地域貢献			
	地域連携・地域貢献	地域特性に配慮し、他団体等と連携した取り組みを行っているか			
		区内施設や各種学校との連携 区施設や他の指定管理者等との連携と成果 区内小中学校や高校、大学との連携と成果	4	3	3.2 (満点=5点)
		町会等、近隣住民やその他との連携 町会等や商業施設ほかとの連携と成果	3	3	
		区内の人材活用 区内在住者等の人材活用(講師 など)	4	4	

	計画どおりの利用状況となっているか (花畑記念庭園・桜花亭部分)	評価点		
		指 定 管理者	担当課	評価委員
利用の状況	総来園者数(環境の変化など外部要因を考慮) 年間来園者数 (104,149人) 来園者数の目標値 (117,300人) 平成29年度の来園者数(116,209人) 指定管理5年目の目標 (126,969人)	2	2	2.1 (満点 = 5点)
	施設利用者数 施設利用者数 (28,402人) 利用者数の目標値 (33,000人) 平成29年度の利用者数(30,535人) 前年度からの伸び率など	2	2	
	施設年間稼働率 施設年間稼働率 (31%) 稼働率の目標値 (37%) 平成29年度の稼働率 (34%) 指定管理5年目の目標(41%)	2	2	
事業効果	利用者の満足を得られているか(協定事項) (係数×3)	評価点		
	指 定 管理者	担当課	評価委員	
(アンケート調査等による)利用者の満足度	職員の接客対応 職員の対応の良さ(親切さ、説明のわかりやすさ など)【満点5.0点】 対応の良さ: 4.1点 平成29年度: 4.7点	6	6	9.7 (満点 = 15点)
	施設に関すること 施設の清潔さ、緑の豊かさ、安全さ、便利さ【満点5.0点】 清潔さ: 4.4点 平成29年度: 4.8点 緑の豊かさ: 4.0点 平成29年度: 4.8点 安全さ: 4.0点 平成29年度: 4.6点 便利さ: 4.1点 平成29年度: 4.4点	6	6	
	事業の企画内容等 アンケート調査の結果【満点5.0点】 イベントの満足度 4.8点 平成29年度 (4.7点)	12	12	
	意見・要望対応 意見・要望等への対応の適切さ 総数56件中、解決数50件、計画中ほか6件	12	9	
<b>合計点</b>		<b>173</b> (満点 = 250点)	<b>155</b> (満点 = 250点)	<b>43.7</b> (満点 = 65点)

【評価委員会評価結果】

評価委員会 評価結果	得点	評価
	43	B

シグナル
有・無

総合評価
B

評価結果は評価委員会が行う。  
小数点以下は切り捨て、整数とする。

<評価委員会評価基準>

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			54%以下			
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
65	39	59点以上	54点以上 58点以下	49点以上 53点以下	44点以上 48点以下	39点以上 43点以下	36点以上 38点以下	35点以下
得点率		90%以上	~	83%以下	67%以上	~	59%以下	54%以下

「標準点」... 評価項目が全て「3」(水準クリア)の評価を受けた場合の得点。

「A」は満点の0.75倍以上(小数点以下切上)、「C」は満点の0.54倍以下(小数点以下切捨)とする。



## 令和元年度 元渚江公園・生物園 業務評価シート

【評価対象年度】平成30年度 【自己評価】令和元年5月13日 【評価委員会】令和元年7月31日

【評価点】水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり(水準クリア)：3点  
水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目	中項目	確認項目	評価点		
管理状況	適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか(協定事項)	指 定 管理者	担当課	評価委員
		開園と入園料金の設定 計画どおりの開園、料金設定がされているか	5	5	4.7  (満点 = 5点)
		施設・設備の保守点検(内容、回数等) 設備管理：エレベータ(月1回)、自動ドア(年2回)、遊具(月1回) など	3	4	
		施設の清掃等(施設の清潔さ) 公園清掃(便所含む)、建物床清掃(毎日) など	5	5	
		計画的な植栽管理 植栽の管理：除草・草刈作業、樹木維持管理、草花の植え付け など	5	5	
		人員配置(配置数、配置箇所、専門性 など) 適切な人員配置(開園日18人、休園日15人)、施設運営に必要な専門資格および 経験を有した人員の配置 など	5	5	
		人材育成の取り組み(専門性向上、接遇向上) 定期的な業務実施手順の見直し、必要な教育訓練の実施 など	5	5	
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか(協定事項)	指 定 管理者	担当課	
		施設・設備の安全性の確保 日常的な自主点検による設備の安全点検(通年) など	4	4	4.2  (満点 = 5点)
		防災への配慮 防火管理者を配置し、防火管理計画を策定している 防災訓練(年2回)	4	4	
		防犯への配慮 生物園内を巡回し、異常等の有無を業務日誌に記録している 全職員に鍵管理マニュアルによる鍵の管理方法が明確にされている	4	4	
		事故への対応 緊急連絡網が作成されている 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている	4	5	
	(倫理性も含む) 法令等の遵守	個人情報保護等は遵守されているか(協定事項)	指 定 管理者	担当課	
		個人情報保護の取り組み 内部規定の策定 研修の実施	4	5	4.4  (満点 = 5点)
		個人情報事故への対応 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生しなかったか	5	5	
		各種法令等の厳守 研修の実施	4	4	
適切な財務運営・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか(協定事項)	指 定 管理者	担当課	評価委員	
	収支状況(安定的な運営) 区が支出する光熱水費、維持補修・小破修繕費を除く 収入の状況：平成30年度実績(231,115千円) 平成30年度収入額の目標値(229,758千円) 支出の状況：平成30年度実績(231,110千円) 平成30年度支出額の目標値(229,756千円) 平成29年度実績：収入 (227,048千円) 支出 (226,236千円)	5	5	4.3  (満点 = 5点)	
	現金や関係書類等の管理、経理処理 経理の明確な区分 帳簿、関係書類の整備、保存、これらによる経理状況の明確化	4	4		
	経理を担当する常勤の職員 出納係または経理責任者等の配置	4	4		

		評価点		
		指定管理者	担当課	評価委員
事業の取組	計画どおりのサービスが提供されているか			
	事業の企画、実施、成果 イベントの実施 (特別イベント5回、ふれあいプログラム35種類、導入型プログラム23種類、発展型プログラム11種類、企画展27回、特別展6回) 目標回数 (特別イベント4回、ふれあいプログラム16種類、導入型プログラム24種類、発展型プログラム12種類、企画展17回、特別展5回)	5	5	4.6 (満点=5点)
	サービス向上に向けた取り組み 新規事業の取り組み、利用時間の延長 など 社会的弱者に対する配慮(ユニバーサルサービスの提供 など)	5	5	
	利用促進への取り組み(広報、PR など) ホームページの充実、ポスター、看板の作成、情報誌等への広告掲載	4	5	
	ミュージアムショップの運営 売上実績 (10,203千円) 売上額の目標値(8,000千円) 販売品目の充実	5	5	
	区民参加の促進、区民との協働 ボランティアの育成 など	4	5	
	経費削減の取り組み 剪定枝のチップ化、落ち葉の堆肥化 など	4	4	
公園の活用				
計画どおりの元洲江公園の活用ができていますか				
公園の活用	広場の活用 ポニー乗馬体験、ドッグフェスタに向けた取り組み など	5	5	4.0 (満点=5点)
	樹林・草地の活用 桜フェスティバル など	4	4	
	池の活用 フィッシング・スクールに向けた取り組み など	4	3	
	生き物の飼育・展示			
計画どおりの飼育や展示を行っているか (係数×2)				
生き物の飼育・展示	蝶の飼育・展示 放蝶：年50種8,000頭以上(月10種500頭以上) など	10	10	9.0 (満点=10点)
	ホタルの飼育・展示 ホタル見night!、冬のホタル観賞会、ホタルの夕べ復活 など	10	10	
	蝶・ホタル以外の昆虫の飼育・展示 水生昆虫類、バッタ類、陸生甲虫類 など	8	8	
	魚類・両生類・爬虫類の飼育・展示 魚類、両生類、爬虫類 など	8	8	
	哺乳類・鳥類の飼育・展示 哺乳類、鳥類 など	8	8	
地域連携・地域貢献				
地域特性に配慮し、他団体等と連携した取り組みを行っているか				
地域連携・地域貢献	近隣他施設との連携 区施設や他の指定管理者との連携及び成果	5	5	4.3 (満点=5点)
	商店街等との連携 地元民間企業や商店、商業施設との連携及び成果	5	5	
	各種学校や他施設との連携 区内小中学校・大学との連携及び成果、全国昆虫施設連絡協議会・日本動物園水族館協会との連携及び成果	5	5	
	施設周辺の人材活用 施設周辺の人材活用を積極的に行っているか	3	3	

事業効果	利用の状況	計画どおりの利用状況となっているか	評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員
（アンケート利用者の満足度による）	総来園者数(環境の変化など外部要因を考慮) 総来園者数 (221,123人) 目標値 (210,000人) 平成29年度 (208,536人) 平成24年度 (163,555人) 区当時の年間来園者数		5	5	5.0 (満点=5点)
		各プログラムの応募者数と参加者数 発展型プログラムの応募率: 214% (目標120%以上) 導入型プログラムの参加率: 140% (目標100%)	5	5	
	利用者の満足を得られているか(協定事項)(係数×3)	評価点			
			指定管理者	担当課	評価委員
		来園者対応 年間対応率: 263% (581,376人) 目標対応率100% 対応率とは入園者数に対する対応者数(情報提供や問合せ、展示解説、プログラム等に対応した人数)の割合を示す。	15	15	15.0 (満点=15点)
		来園者・イベント参加者の満足度 アンケート調査の結果 イベントの満足度: 4.76/5.0	15	15	
意見・要望対応 意見・要望等の対応の適切さ 意見・要望総数 38件中、解決数 37件、計画中 1件	15	15			
合計点			227 (満点=250点)	231 (満点=250点)	

【評価委員会評価結果】

評価委員会 評価結果	得点	評価
	59	A +

フタダリ
有・無

総合評価
A +

評価結果は評価委員会が行う。  
小数点以下は切り捨て、整数とする。

<評価委員会評価基準>

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			~			54%以下
		A +	A	A -	B +	B	B -	C
65	39	59点以上	54点以上 58点以下	49点以上 53点以下	44点以上 48点以下	39点以上 43点以下	36点以上 38点以下	35点以下
得点率		90%以上	~	83%以下	67%以上	~	59%以下	54%以下

「標準点」...評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。

「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨）とする。

# 令和元年度 江北公園の一部及び荒川鹿浜橋緑地の一部 業務評価シート (都市農業公園)

【評価対象年度】平成30年度 【自己評価】平成31年4月26日 【評価委員会】令和元年8月7日

【評価点】水準を大きく上回る：5点 水準を上回る：4点 水準どおり(水準クリア)：3点  
水準を下回る：2点 水準を大きく下回る：1点

大項目	中項目	確認項目	評価点		
管理状況	適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか(協定事項)	指 定 管理者	担当課	評価委員
		開園と料金の設定 計画どおりの開園、料金設定がされているか	4	4	3.6 (満点 =5点)
		施設・設備の保守点検(内容、回数等) 設備管理：空調設備(年4回)、遊具(週1回) など	4	4	
		施設の清掃・維持管理 日常清掃(毎日)・定期清掃(年6回)、古民家燻蒸(年3回) など	3	3	
		人員配置(配置数、配置箇所、専門性等) 適切な人員配置(施設運営に必要な専門資格および経験を有した人員の配置 など)	4	4	
		人材育成の取り組み(専門性向上、接遇向上) 定期的な業務実施手順の見直し、研修の実施、業績悪化防止 など	3	3	
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか(協定事項)	指 定 管理者	担当課	
		施設・設備の安全性の確保 利用者の安全を考慮した日常的な自主点検	4	3	3.2 (満点 =5点)
		防災への配慮 防火管理者を配置し、防火管理計画を策定している 毎日2名以上の防災士を配置 防災訓練(年2回)	4	4	
		防犯への配慮 1日3回以上、チェックシートによる巡回 施錠の徹底。全職員に鍵管理マニュアルによる鍵の管理方法が明確にされている	3	3	
	事故への対応 緊急連絡網が作成されている 事故対応マニュアルが策定され、全職員に周知されている	3	3		
	(法令等の遵守 倫理性も含む)	個人情報保護等は遵守されているか(協定事項)	指 定 管理者	担当課	評価委員
		個人情報保護の取り組み 内部規定の策定 情報の共有	4	4	3.4 (満点 =5点)
		個人情報事故への対応 個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生しなかったか	4	4	
		公契約条例の遵守(条例適用施設は必須) 台帳の整備がされているか	3	3	
		各種法令等の遵守 研修の実施	3	3	
適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか(協定事項)	指 定 管理者	担当課	評価委員	
	収支状況(安定的な運営) 区が支出する光熱水費、維持補修・小破修繕費を除く 収入の状況：平成30年度実績(164,453千円) 平成30年度収入額の目標値(165,912千円) 支出の状況：平成30年度実績(164,290千円) 平成30年度支出額の目標値(165,908千円) 平成29年度実績：収入(162,600千円) 支出(162,600千円)	3	3	3.2 (満点 =5点)	
	現金や関係書類等の管理、経理処理 経理の明確な区分 帳簿、関係書類の整備、保存、これらによる経理状況の明確化	3	4		
	経理を担当する常勤の職員 出納係または経理責任者等の配置	3	3		

管理状況	効率的な施設管理を行っているか	評価点				
		指定管理者	担当課	評価委員		
	スタッフによる効率管理 チェックシートによる施設管理標準化 施設修理の外注削減	3	4	3.6 (満点=5点)		
	環境への配慮による効率管理 5Rによる物品調達、ゴミの削減 エコな光熱水費の運用(こまめな消灯、省エネ製品への更新 など)	3	3			
	経費削減の取り組み 剪定枝のチップ化、落ち葉の堆肥化 など	4	4			
事業効果	事業の取組	評価点				
		指定管理者	担当課	評価委員		
		サービス向上に向けた取り組み 新規事業の取り組み 各拠点施設に毎日自然解説員が常駐し、プログラム等を実施	5	5	4.5 (満点=5点)	
		利用促進への取り組み(広報・PR など) ホームページの充実、ポスター等の作成 情報誌等への広告掲載	4	4		
		事業の企画・実施・成果 区指定事業(春の花まつり(五色桜まつり)、秋の収穫祭)の実施及び成果	4	4		
	自然環境に配慮した取り組み 化学肥料や農薬を施さない管理	5	5			
	農村風景の再現と施設の活用	評価点				
		指定管理者	担当課	評価委員		
		花、自然、農文化といった公園の魅力素材として活かした公園運営を行っているか(係数×2)	10	8	8.8 (満点=10点)	
		公園の管理 田畑・緑地の日常管理状況 年間を通して空きの無い畑の作付 年間を通して見せる田んぼの運営・管理 年間を通して楽しめる植栽・花壇 など				
	公園内各施設の日常活用 ビジターセンターの活用 古民家での催し など	8				8
	独自提案事業の実施 公園内各施設を活用したイベントの実施と成果	10				10
地域連携・地域貢献	評価点					
	指定管理者	担当課	評価委員			
	地域特性に配慮し、他団体等と連携した取り組みを行っているか	4	4	4.0 (満点=5点)		
	区内施設や各種学校との連携 区施設や他の指定管理者等との連携と成果 区内小中学校や高校、大学との連携と成果					
近隣住民やその他との連携 近隣住民や商業施設ほかとの連携と成果	4				4	
区内の人材活用 区内在住者の人材活用 ボランティアの育成 など	4				4	

事業効果	利用の状況	計画どおりの利用状況となっているか	評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員
		総利用者数(環境の変化など外部要因を考慮) 年間利用者数 (420,398人) 利用者数の目標値 (435,000人) 平成29年度の年間利用者数 (458,257人) 前年度からの伸び率など	4	4	4.0 (満点=5点)
		イベント参加者数 イベント総参加者数 (95,063人) 総参加者数の目標値 (100,000人) 実施回数 1,227回(目標:1,000回以上) 平成29年度の総参加者数 (104,420人) 前年度からの伸び率など	4	5	
		レストハウスの利用 レストハウスの売上 24,148,280円 売上の目標値 (26,200,000円) 販売品目の充実	3	3	
	(アンケート調査等による)	利用者の満足を得られているか(協定事項) (係数×3)	評価点		
			指定管理者	担当課	評価委員
		来園者対応 年間対応率 22.6% (95,063人) 対応率とは入園者数に対する対応者数(情報提供や問合せ、展示解説、プログラム等に対応した人数)の割合を示す。 平成29年度 22.8% (104,420人)	9	9	11.8 (満点=15点)
		来園者・イベント参加者の満足度 アンケート調査の結果【満点5.0点】 イベントの満足度 4.73点 平成29年度 (4.77点)	15	15	
		意見・要望対応 意見・要望等の対応の適切さ 総数284件中、解決数284件、計画中ほか0件	12	12	
<b>合計点</b>			170 (満点=220点)	170 (満点=220点)	50.1 (満点=65点)

【評価委員会評価結果】

評価委員会 評価結果	得点	評価
	50	A-

ラダダ
有・無

総合評価
A-

評価結果は評価委員会が行う。  
 小数点以下は切り捨て、整数とする。

< 評価委員会評価基準 >

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			~			54%以下
		A+	A	A-	B+	B	B-	C
65	39	59点以上	54点以上 58点以下	49点以上 53点以下	44点以上 48点以下	39点以上 43点以下	36点以上 38点以下	35点以下
得点率		90%以上	~	83%以下	67%以上	~	59%以下	54%以下

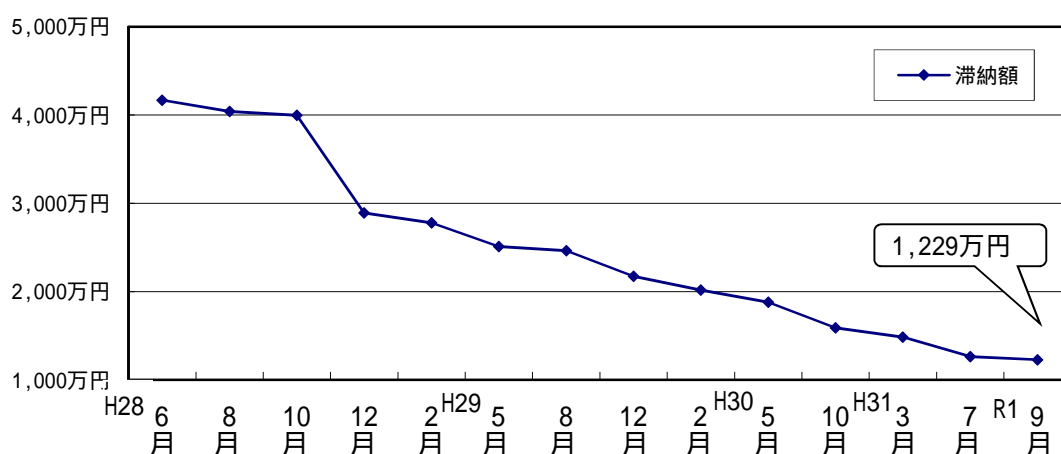
「標準点」... 評価項目が全て「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。  
 「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上）、 「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨）とする。

# 建設委員会報告資料

令和元年10月15日

件名	区営住宅使用料滞納処理対策の進捗状況について																			
所管部課名	建築室住宅課																			
内容	<p>第8回足立区債権等処理判定委員会を開催し、債権放棄及び法的措置の可否について審議したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催日 令和元年9月11日(水)</p> <p>2 審議内容 案件2件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">審議内容</th> <th style="width: 50%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">案件1</td> <td>債権放棄 使用料 461,950円</td> <td>H31.1.17 使用者死亡 H31.3.25 相続人より権利放棄届及び相続放棄申述受理証明書が提出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">案件2</td> <td>法的措置 明渡請求実施の可否</td> <td>H30.12.11 使用者死亡 使用継承権のない子が居住を継続 R1.6.30 退去猶予期間が終了 R1.7.以降 月ごとに124,700円の使用料相当損害金が発生</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 審議結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">審議結果</th> <th style="width: 50%;">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">案件1</td> <td>債権放棄が妥当である</td> <td>相続人2名より相続を放棄する意思を確認している上、他の相続人の調査が困難である。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">案件2</td> <td>法的措置の実施が妥当である。</td> <td>使用者の子には当該住居に居住する資格がなく、退去を猶予する理由が見当たらない。</td> </tr> </tbody> </table>			審議内容	概要	案件1	債権放棄 使用料 461,950円	H31.1.17 使用者死亡 H31.3.25 相続人より権利放棄届及び相続放棄申述受理証明書が提出	案件2	法的措置 明渡請求実施の可否	H30.12.11 使用者死亡 使用継承権のない子が居住を継続 R1.6.30 退去猶予期間が終了 R1.7.以降 月ごとに124,700円の使用料相当損害金が発生		審議結果	理由	案件1	債権放棄が妥当である	相続人2名より相続を放棄する意思を確認している上、他の相続人の調査が困難である。	案件2	法的措置の実施が妥当である。	使用者の子には当該住居に居住する資格がなく、退去を猶予する理由が見当たらない。
	審議内容	概要																		
案件1	債権放棄 使用料 461,950円	H31.1.17 使用者死亡 H31.3.25 相続人より権利放棄届及び相続放棄申述受理証明書が提出																		
案件2	法的措置 明渡請求実施の可否	H30.12.11 使用者死亡 使用継承権のない子が居住を継続 R1.6.30 退去猶予期間が終了 R1.7.以降 月ごとに124,700円の使用料相当損害金が発生																		
	審議結果	理由																		
案件1	債権放棄が妥当である	相続人2名より相続を放棄する意思を確認している上、他の相続人の調査が困難である。																		
案件2	法的措置の実施が妥当である。	使用者の子には当該住居に居住する資格がなく、退去を猶予する理由が見当たらない。																		

#### 4 区営住宅（コミュニティ住宅等含む）使用料滞納額の推移



#### 5 滞納者の状況（令和元年8月調定分まで） 令和元年9月30日時点

種別	件数	滞納金額（千円）
<b>ア 分納に至らない者（未払い）</b>	14	629
3か月未満	14	629
3か月以上	0	0
<b>イ 分納誓約者</b>	16	10,513
誓約書		
定期履行	13	5,654
不定期履行	0	0
裁判和解		
定期履行	3	4,859
不定期履行	0	0
<b>ウ 裁判対応終了者</b>	0	0
<b>エ 使用者死亡</b>	2	1,155
<b>合計</b>	<b>32</b>	<b>12,297</b>

#### 6 8月22日建設委員会での質疑への対応結果

##### （1）平成24年の案件処理に時間が要した件について

これまで進行管理が徹底していなかったため、処理に時間を要した。今後はこのようなことがないように取り組んでいく。

##### （2）債権等処理判定委員会の諮問について

これまでは区営住宅等の滞納について、額の多寡にかかわらず諮問を行ってきた。しかし、今後簡易なものについては、区独自に処理できるよう「収納率向上対策委員会」において全庁的な調整を図っていく。

問題点  
今後の方針

債権等の処理については、改めて全庁に情報共有し、進行管理の徹底を図っていく。